

第3次のべおか男女共同参画プラン

延岡市

男女共同参画都市宣言

私たちの延岡市は、古くは城下町として栄え、先人が築いてきた歴史・文化や美しい海、山、川に囲まれた人情豊かなまちです。

このまちに生きる私たちは、「男女共同参画社会基本法」の精神を受けて、誰もが人として尊ばれ平等に生きることを基本理念として、男女が共にいきいきと輝く「男女共同参画社会」の実現をめざします。

西暦2000年という記念すべき年にあたり、ここに延岡市を「男女共同参画都市」とすることを宣言します。

- 1 大事なことを決めるとき、難しいことに挑むとき女と男の能力が十分に発揮できるルールを創ります。
- 2 自由な精神、美しい協働、快い緊張感をみなぎらせ、女と男はともに、「自立への道」を歩みます。
- 3 安らぎと豊かさが伝わるまちへ、女と男は創意と工夫をこらし、ひとあじ違う「もてなしの心」を育てます。
- 4 女と男は信頼し合い、伝統のよさと創造性が響き合う「品位と優しさ」に満ちたまちを築きます。
- 5 女と男は世界に目を開き、環境、福祉、人権など未来の課題へ向けて地域で力を尽くします。

2000年1月15日 延岡市

男女共同参画社会の実現をめざして

我が国では、少子高齢化が急速に進む中、一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し活躍できる社会の実現を緊要の課題として、平成 11 年（1999 年）に「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

延岡市では、平成 12 年（2000 年）に「男女共同参画都市」を宣言し、平成 16 年（2004 年）に「延岡市男女共同参画推進条例」を施行するなど、男女共同参画の取組を推進して参りました。

令和元年（2019 年）末から急速に世界中に拡大した新型コロナウイルス感染症は、働き方や生活スタイルをはじめ、私たちを取り巻く環境に大きな影響を及ぼしています。

内閣府男女共同参画局が開催した「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」の報告書では、「女性の深刻な影響の根底には、平時においてジェンダー平等・男女共同参画が進んでいなかったことがあり、コロナの影響により顕在化」と記されています。

令和元年（2019 年）11 月に実施した本市の「男女共同参画社会づくり 市民意識調査」でも、依然として社会制度の不平等や意思決定の場への女性の参画が少ないなど、まだまだ多くの課題が残されていることが明らかになっています。

このような状況を踏まえ、これまで推進してきた「第2次のべおか男女共同参画プラン」の趣旨を継承し発展させるとともに、社会状況の変化に対応した男女共同参画の推進を図るため「第3次のべおか男女共同参画プラン」を策定いたしました。

本プランでは、「延岡市男女共同参画推進条例」の基本理念のもと、「DV防止法に基づく市町村基本計画」及び「女性活躍推進法に基づく市町村推進計画」を盛り込み、一体的に取り組むこととしています。

今後とも、市民や各団体、事業者の皆様とともに、本プランの推進に注力して参りたいと考えております。皆様には、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和4年（2022 年）3月

延岡市長 読谷山 洋司

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
第2章 計画策定の背景	4
1 これまでの経緯	4
2 社会環境の変化	10
第3章 計画の基本的な考え方	19
1 計画の基本理念	19
2 計画の基本目標	19
3 施策の体系	20
第4章 計画の内容	21
重点目標1 男女共同参画社会に向けた意識づくり	21
重点目標2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	28
重点目標3 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	32
重点目標4 生活上の困窮や課題を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備	41
重点目標5 地域における男女共同参画の推進	44
重点目標6 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶	46
重点目標7 生涯にわたる健康づくりへの支援	50
重点目標8 関係機関等との連携強化及び計画の推進	53
数値目標一覧	54
<参考資料>	55
国内外の動き（年表）	56
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	59
男女共同参画社会基本法	64
延岡市男女共同参画推進条例	68
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	71
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	79
政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	86
延岡市男女共同参画審議会規則	88
延岡市男女共同参画審議会委員名簿	89
延岡市男女共同参画推進会議設置要綱	90

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

性別に関わりなく、全ての人の人権が尊重され、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、官民一体となって取り組むべき重要な課題です。

国においては、平成11年（1999年）に制定された「男女共同参画社会基本法」により、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けています。

本市においても、平成12年（2000年）1月に「男女共同参画都市」を宣言し、平成16年（2004年）4月には「延岡市男女共同参画推進条例」を施行しました。また、平成24年（2012年）3月に「第2次のべおか男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画の実現に向けた取組を進めてきたところです。

令和元年（2019年）11月に実施した「男女共同参画社会づくり市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）によると、男女の役割分担に関する考え方等、男女共同参画社会の理解が進みつつあります。しかし、依然として、男女の不平等感が存在しており、更なる政策・方針決定過程への女性の参画など、取り組むべき課題が残されています。

国際社会に目を向けると、世界経済フォーラムが、令和3年（2021年）3月に発表したジェンダー・ギャップ指数（G G I）※¹では、日本は、156カ国中120位となっており、特に政治や経済における女性の参画が課題であることが示唆されています。

ジェンダー※²平等の実現は「S D G s」（持続可能な開発目標）※³の17のゴール（意欲目標）の一つとして、2030年に向けた国際社会共通の目標に掲げられています。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）及び、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）の制定を受け、本市においてもこれらの法律

※1 ジェンダー・ギャップ指数（G G I）

世界経済フォーラムが実施している、国ごとの男女格差を測る指数。各国の資源や機会が男女間でどのように配分されているかについて「経済」「教育」「健康」「政治」の4分野で評価し、「The Gender Gap Report」において毎年発表している。

※2 ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

※3 「S D G s」（持続可能な開発目標）

平成27年（2015年）9月に国連で採択された、平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの国際目標。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、先進国を含む国際社会全体の目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標（Sustainable Development Goals：S D G s）を設定。

ゴール5ではジェンダー平等の達成と全ての女性及び女兒のエンパワーメントが掲げられており、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものとされている。

に基づく対応も必要となっています。

こうした状況を踏まえ、本市の男女共同参画の実現に向けた取組を総合的・計画的に推進するために「第3次のべおか男女共同参画プラン」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置付け

- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画として位置付けられるもので、「延岡市男女共同参画推進条例」第9条に規定する男女共同参画計画として策定するものです。
- (2) 本計画は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく市町村推進計画として位置付けます。

推進計画該当部分：第4章 重点目標2, 3, 5

- (3) 本計画は、「DV防止法」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画と位置付けます。

基本計画該当部分：第4章 重点目標6

- (4) 本計画は、延岡市第6次長期総合計画と整合性を図り、国際社会共通の目標である「SDGs」（持続可能な開発目標）を踏まえた施策として取り組んでいきます。
- (5) 本計画は、市民の理解や協力を得ながら、市民や、行政、事業所・各種団体等がそれぞれの立場から男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいくための指針とするものです。

3 計画の期間

計画の期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間とします。

ただし、国内外の動向や社会経済情勢等の変化に対応した施策を適切に推進するために、必要に応じ見直しを行います。

【参考】持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）について



「SDGs」は、2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため2030年までを期限とする17の国際目標です。

<本計画と関連する「SDGs」の目指すゴール>

**1. 貧困をなくそう**

あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ

**3. すべての人に健康と福祉を**

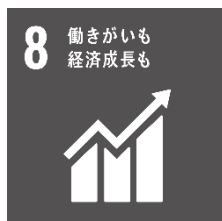
あらゆる年齢のすべてのひとの健康な生活を確保し、福祉を増進する

**4. 質の高い教育をみんなに**

すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

**5. ジェンダー平等を実現しよう**

ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る

**8. 働きがいも経済成長も**

すべての人にとっての包摂的で持続可能な経済成長と雇用、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を促進する

**10. 人や国の不平等をなくそう**

国内および国家間の不平等を是正する

**16. 平和と公正をすべての人に**

持続可能な開発のために平和で包摂的な社会を促進し、すべての人に司法へのアクセスを提供し、実行的で責任のある包摂的な制度機構をあらゆるレベルで構築する

**17. パートナリーシップで目標を達成しよう**

持続可能な開発のためのグローバルなパートナーシップを活性化する

第2章 計画策定の背景

1 これまでの経緯

(1) 国の動き

◆国際婦人年から新国内行動計画まで

我が国では、昭和50年（1975年）の「国際婦人年」に、国際社会の動きと連動して、初めて内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」を設置し、昭和52年（1977年）に、「世界行動計画」に基づき、向こう10年間の女性行政関連施策の方向を明らかにした「国内行動計画」を策定しました。

また、「国連婦人の10年」の間に、「国籍法」、「戸籍法」の改正を行い、昭和60年（1985年）には、「男女雇用機会均等法」を制定するなど、男女平等に関する法律・制度面の整備を進めて、世界で72番目の締結となる「女子差別撤廃条約」を批准しました。

その後、昭和62年（1987年）には、ナイロビ将来戦略の趣旨を受けて、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定し、平成3年（1991年）の第1次改定で、総合目標である「男女共同参加」を「男女共同参画」に改めました。

◆男女参画2000年プランと男女共同参画社会基本法

平成6年（1994年）には、内閣総理大臣を本部長とする「男女共同参画推進本部」、総理府に「男女共同参画室」、内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」が設置され男女共同参画社会づくりの推進体制を整備しました。

その後、平成8年（1996年）には、前年の北京会議で採択された「行動綱領」と、男女共同参画審議会から答申された「男女共同参画ビジョン」を踏まえて、従来の国内行動計画を抜本的に改正した新たな行動計画「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

平成11年（1999年）には、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けた「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成12年（2000年）には、基本法に基づく初の計画となる「男女共同参画基本計画」を策定し、政策・方針決定への女性の参加の拡大など11の重点目標が掲げられました。

◆推進体制の強化と男女共同参画基本計画の改定

平成13年（2001年）中央省庁等改革により、新たに設置された内閣府に「男女共同参画会議」と「男女共同参画局」が設置され、推進体制が強化されました。

平成19年（2007年）には、関係閣僚、経済界・労働界・地方公共団体の代表等からなる「官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

「男女共同参画基本計画」は第2次から第4次を経て、令和2年（2020年）12月に「第5次男女共同参画基本計画」を策定し、男女が自らの意志に基づき個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会を目指して取組を推進しています。

◆女性の活躍推進に関する動き

①「日本再興戦略」の策定

平成25年（2013年）6月に閣議決定された「日本再興戦略」において、女性の活躍推進が「成長戦略の中核」と位置付けられ、女性が活躍できる環境整備を推進することとされました。また、平成26年（2014年）6月に閣議決定された「『日本再興戦略』改定2014」には、民間事業者及び国・地方公共団体が女性の活躍推進に向けて果たすべき役割を定める新たな法的枠組みの構築を検討することが盛り込まれました。

②「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の改正

自らの意志によって働き、又は働こうとする全ての女性の活躍を迅速かつ重点的に推進し、その結果として男女の人権が尊重され、豊かで活力ある社会を実現することを目的として、平成27年（2015年）9月に「女性活躍推進法」が公布・一部施行されました。

令和元年（2019年）5月の改正では、仕事と家庭生活を両立できる制度づくりをより推進するため、一般事業主行動計画策定義務の対象拡大や特定認定制度が創設されました。

◆関係法の成立・改正

①「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の改正

悪質な付きまとい行為等を繰り返す、いわゆるストーカー行為等について必要な規制を行う「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が平成12年（2000年）11月に施行されました。その後、令和3年（2021年）の改正では新たにGPS機器等を用いた位置情報の無承諾取得等が規制されました。

②「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正

平成13年（2001年）、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行されるとともに、平成16年（2004年）及び平成19年（2007年）の一部改正により、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス^{※4}。以下「DV」という。）の防止と被害者の保護について国及び地方公共団体の責務とされました。同法については、平成25年（2013年）の改正により、法律の名称が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められ、法律の適用対象が同居する交際相手からの暴力及びその被害者に拡大されました。

令和元年（2019年）の改正により、児童虐待と密接な関連があるとされるDV被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法の中に明確化され、DV対応と児童虐待との連携強化が図られました。

※4 ドメスティック・バイオレンス

配偶者や恋人など親密な関係にある者、または、あった者からの暴力のこと。身体的・精神的・性的・経済的暴力等がある。その中でも恋人や交際相手などの親密な関係にある者（配偶者を除く）から振るわれる暴力を「デートDV」と呼んでいる。

③「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の改正

政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が、平成30年（2018年）5月に公布・施行されました。

令和3年（2021年）6月の改正では新たに、セクシュアル・ハラスメント※⁵の防止策を講じることなど、国及び地方公共団体の施策の強化について盛り込まれました。

(2) 宮崎県の動き

◆推進体制の整備

宮崎県においては、「国際婦人年」を契機とした国の「国内行動計画」の策定を受けて、昭和53年（1978年）に、初めて副知事を会長とする「宮崎県婦人関係行政連絡会議」（平成2年（1990年）「宮崎県女性行政関係連絡会議」に、平成12年（2000年）「宮崎県男女共同参画推進会議」に改称）を設置し、女性行政に関する施策についての連絡調整と総合的な企画・推進を図ってきました。

また、昭和54年（1979年）県庁内に女性に関する施策を推進する総合窓口として、青少年婦人課が設置され、その後平成3年（1991年）に女性青少年課、平成16年（2004年）に青少年男女参画課、平成20年（2008年）には生活・協働・男女参画課と改称されながら、推進体制の強化を図ってきました。

◆民間有識者の懇談会設置

昭和55年（1980年）に、県民の声を女性行政に反映させるため、女性に関する問題や施策について、民間有識者から意見を聴く「宮崎県婦人問題懇話会」（平成2年（1990年）「女性の未来を考える懇話会」に、平成11年（1999年）「男女共同参画推進懇話会」に、平成15年（2003年）「宮崎県男女共同参画審議会」に改称）が設置されました。

◆「みやざき女性の活躍推進会議」の設立

企業、関係団体、行政が一体となって、女性が多様な働き方を実現できる環境づくりを進め、女性はもちろん男性も生き生きと働き、活躍する活力ある宮崎を実現するため、平成27年（2015年）10月、「みやざき女性の活躍推進会議」が設立され、研修会の開催や情報発信などが行われています。

なお、県では、この推進会議を「女性活躍推進法」第23条第1項に基づき、県内における女性活躍推進に関する情報共有や協議を行う「協議会」として位置付けています。

※5 セクシュアル・ハラスメント

性的嫌がらせ。相手の意に反した性的な性質の言動で、当該者の生活環境を害して不快な思いをさせること。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、衆目に触れる場所への性的な写真の掲示など、様々な態様のものが含まれる。

◆行動計画の策定

昭和56年（1981年）、第3次宮崎県長期総合計画に位置付けられた「婦人対策の推進」に基づき、昭和57年（1982年）に「婦人に関する施策の方向－婦人行動計画－」が策定され、宮崎県の女性施策の基本的な方向性が明らかにされました。

その後、昭和62年（1987年）に、この計画を見直し発展させた「男女共同社会を築くための宮崎女性プラン」が策定され、平成4年（1992年）には、「男女共同社会づくりの推進」を重要課題として掲げた第4次宮崎県長期総合計画に基づき、「女と男ですすめるサンサンひむかプラン」が策定されました。

更に、平成9年（1997年）には、第4次宮崎県長期総合計画の改定に併せて「ひむか女性プラン」が策定され、その後、平成14年（2002年）に、「男女共同参画社会基本法」に基づいた「みやざき男女共同参画プラン」を策定しました。

その後、第2次を経て、平成29年（2017年）には「第3次みやざき男女共同参画プラン」を策定し、社会情勢の変化や価値観の多様化などにも対応しながら更なる男女共同参画社会づくりのための施策の総合的・計画的な推進を図ることとしました。

◆推進拠点の整備と条例制定

平成3年（1991年）に、女性の自主的な交流活動を促進するために「みやざき女性交流活動センター」を設置して、啓発を進めてきましたが、平成13年（2001年）に、男女共同参画社会づくりの拠点となる「宮崎県男女共同参画センター」を設置し、相談事業を開始するなど、事業の拡大を図っています。

また、国の「男女共同参画社会基本法」の制定後、地方公共団体においても条例の制定が行われ、宮崎県でも平成15年（2003年）に「宮崎県男女共同参画推進条例」が施行されました。

(3) 延岡市の取組

◆婦人行政から女性行政へ

本市は、昭和62年（1987年）に、婦人施策の総合調整を図るため、生活環境課生活係（当時）に、初めて婦人行政の窓口を設置し、昭和63年（1988年）には、市民の声を行政に反映させるために、「延岡市女性会議」（平成元年（1989年）まで）を設置しました。

平成6年（1994年）には、女性行政に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るために、女性行政の総合調整窓口を企画課に移管するとともに、庁内に「女性行政推進会議」を設置しました。また、女性問題の把握と施策のあり方について、各界各層から広く意見を聴取するための「女性行政懇話会」を設置しました。

平成7年（1995年）には、企画部内に「女性行政推進室」を設置し、今後の女性行政の充実のための基礎資料を得ることを目的とした「女性問題に関する市民意識調査」を実施しました。

◆のべおか女性プラン21とのべおか女性会議21

平成9年（1997年）に、第4次延岡市長期総合計画に基づき、女性に関する施策を総合的に推進していくための指針となる「のべおか女性プラン21」を策定しました。

平成10年（1998年）3月には、男女共同参画についての情報誌「響」を創刊し、継続的に発行しています。

更に、平成10年（1998年）4月には、企画部内に「女性行政推進課」を設置し、推進体制の強化を図りました。

また、平成11年（1999年）5月には、市内27の女性団体が、男女共同参画社会実現を目的に「のべおか女性会議21」を設立。平成16年（2004年）には「のべおか男女共同参画会議21」に改称し、性別を問わない会員構成により、平成19年（2007年）に「男女共同参画社会づくり市民意識調査」を行うなど、様々な活動を行っています。

◆男女共同参画都市宣言と男女共同参画プランの策定

国の計画等の中では、平成3年（1991年）から「男女共同参画」という言葉が使われ始めましたが、本市では、平成11年（1999年）に制定された「男女共同参画社会基本法」の精神を受けて、平成12年（2000年）に、県内では初めて「男女共同参画都市宣言」を行いました。

平成13年（2001年）には、「男女共同参画社会づくり市民意識調査」を行い、その調査結果を参考にしながら、国や県の男女共同参画計画の趣旨を踏まえて、平成15年（2003年）3月に「のべおか男女共同参画プラン」を策定しました。

その後、平成24年（2012年）3月に、本市が行うあらゆる分野の施策に男女共同参画の視点を反映させ、総合的・計画的に推進するため「第2次のべおか男女共同参画プラン」を策定し取組を進め、令和元年（2019年）には、「第3次のべおか男女共同参画プラン」の策定に向け「市民意識調査」を実施しました。

◆条例制定と男女共同参画センターの開設

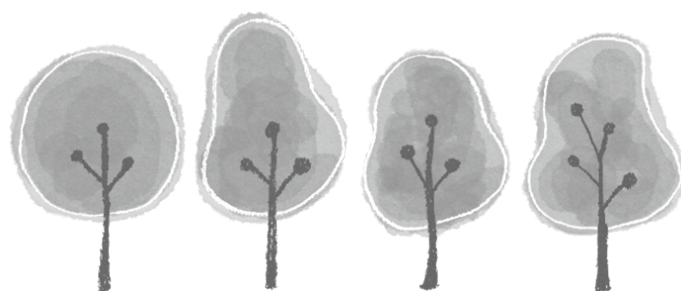
本市では、「男女共同参画社会基本法」と「宮崎県男女共同参画推進条例」を受けて、平成16年（2004年）に「延岡市男女共同参画推進条例」（以下「条例」という。）を施行するとともに、本市の男女共同参画社会づくりの拠点となる「延岡市男女共同参画センター」を開設しました。

同年には、庁内の推進体制「女性行政推進会議」を廃止し、副市長を会長とする「延岡市男女共同参画推進会議」を設置するとともに、「女性行政懇話会」を廃止し、条例第18条の規定に基づいて男女共同参画の事業推進に市民の意見を反映するための「延岡市男女共同参画審議会」を新たに設置しました。

その後、平成21年（2009年）11月には、本市の男女共同参画都市宣言10周年を記念して「全国男女共同参画宣言都市サミットinのべおか」を開催し、全国から約1,200名が参加しました。

男女共同参画センターには、開設時から「女性行政推進課」から組織変更した

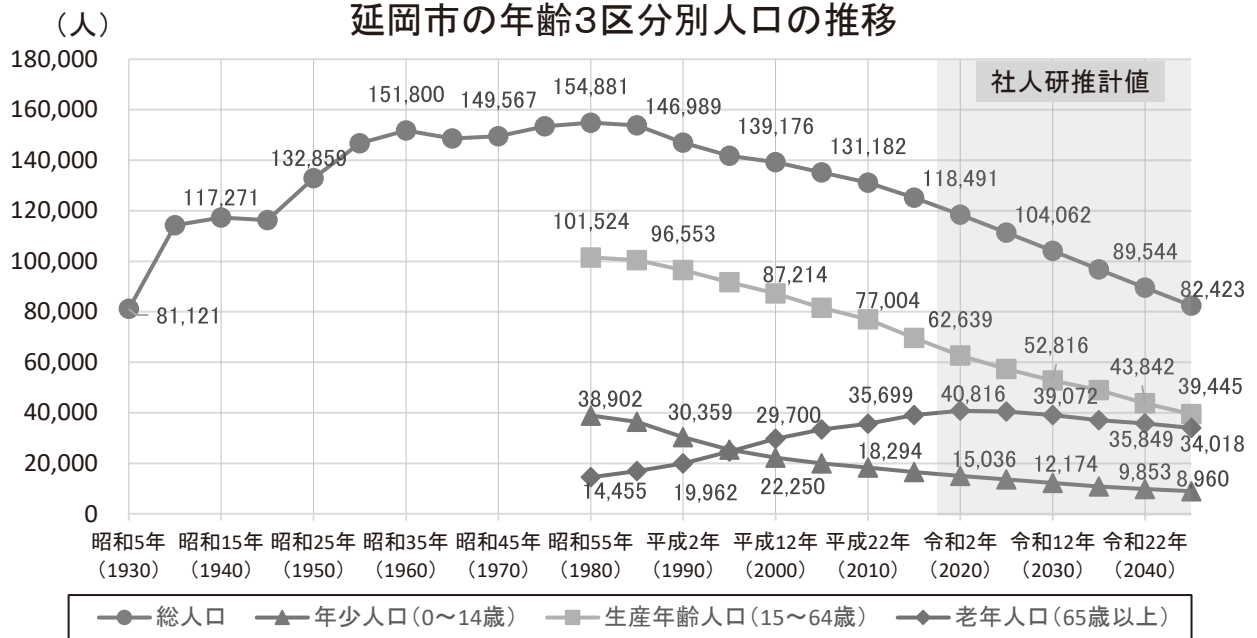
「男女共同参画推進室」（平成22年（2010年）市民協働・男女参画課男女共同参画係に組織変更、平成24年（2012年）男女共同参画推進室に再度組織変更）を置き、啓発や相談等の様々な事業を行っています。



2 社会環境の変化

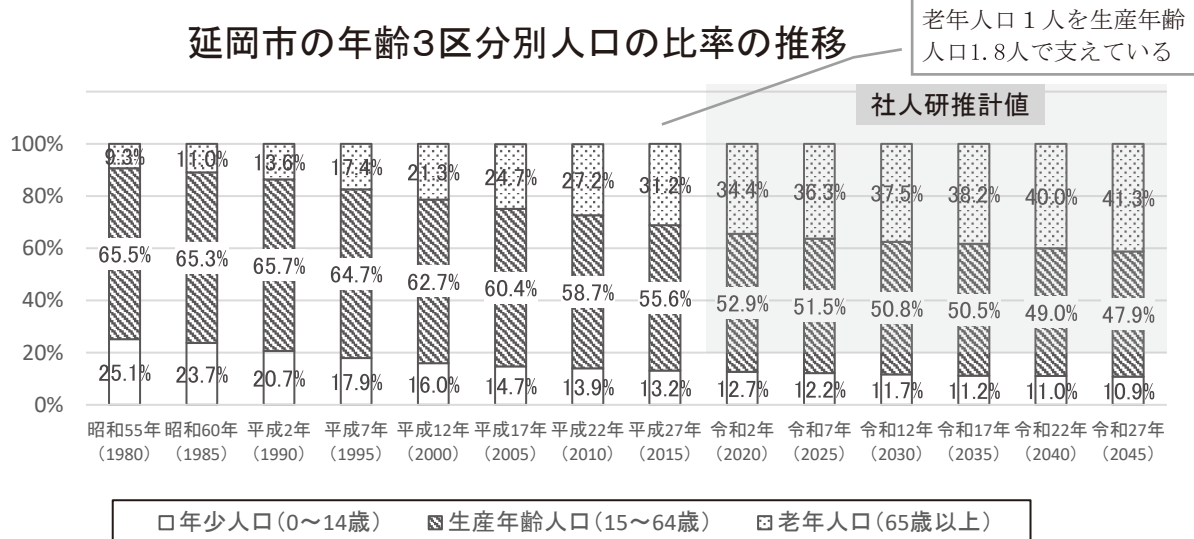
(1) 人口減少、少子高齢化の進行

本市の人口は、昭和55年（1980年）の154,881人をピークに減少に転じ、今後も減少傾向が続くことが予測されています。



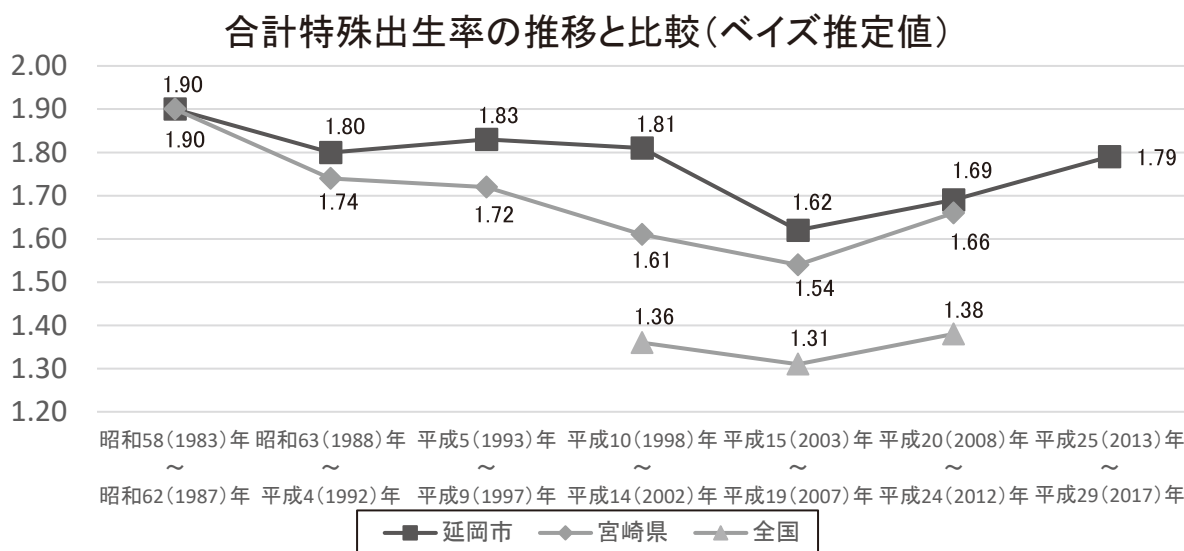
出典：第2期延岡市人口ビジョン（令和3年（2021年）3月）

年齢3区分別の人口推移を見ると、14歳以下人口や15～64歳の生産年齢人口は減少している一方、65歳以上人口は増加し、平成27年（2015年）には老年人口1人を生産年齢人口1.8人で支えている状況にあります。



出典：第2期延岡市人口ビジョン（令和3年（2021年）3月）

本市の合計特殊出生率（1人の女性が一生に産む子どもの人数）の推移を見ると、昭和58年（1983年）から平成14年（2002年）にかけては1.8～1.9と横ばいの傾向にありましたが、平成15年（2003年）～平成19年（2007年）では1.62へと減少し、過去25年間で最低の水準となりました。続く平成20年（2008年）～平成24年（2012年）では1.69と若干上昇が見られ、徐々に改善傾向にあります。この数値は全国や宮崎県全体と比べると高い水準にあるものの、少子化の問題は深刻さを増していると言えます。



資料：人口動態保健所・市町村別統計・ベイズ推定値（～平成24年（2012年）、延岡市算出データ（平成25年（2013年）～平成29年（2017年））

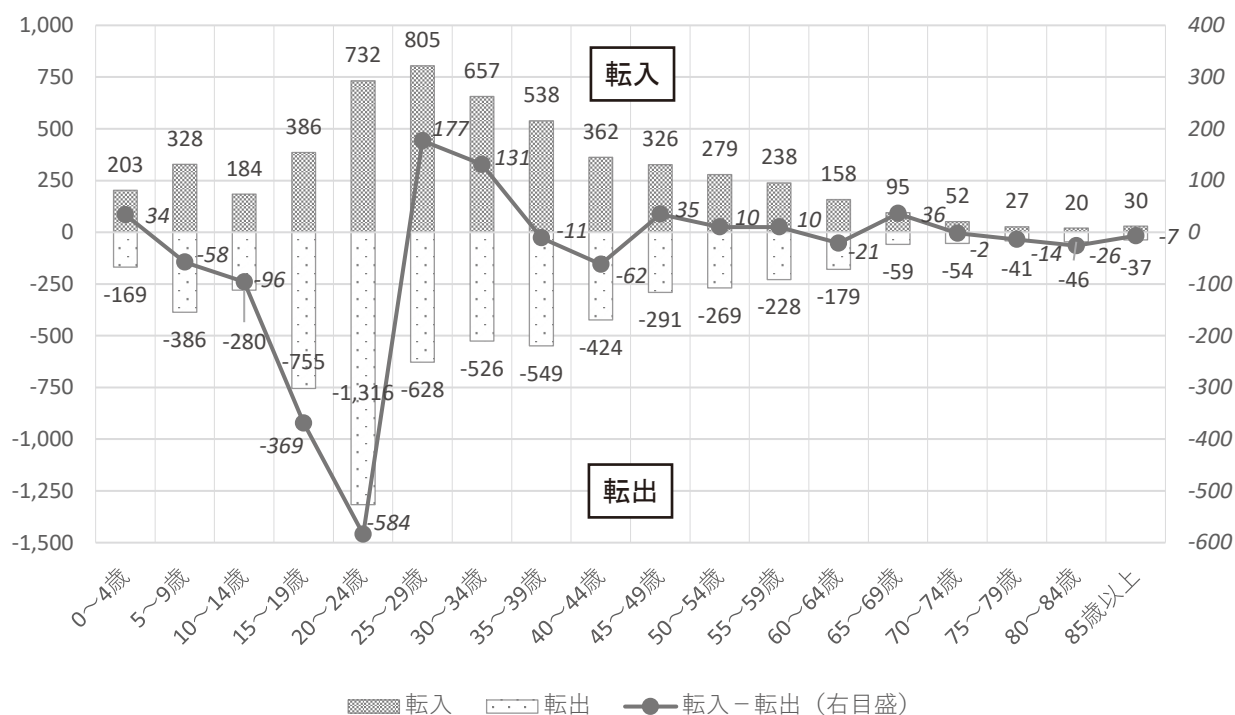
出典：第2期延岡市人口ビジョン（令和3年（2021年）3月）

平成22年（2010年）、平成27年（2015年）国勢調査より本市の性別・年齢階級別の人口移動の状況を見ると、他市町村への進学及び就職による影響が出る年代として、15～19歳、20～24歳にて転出超過となっています。

この男女別内訳を見ると、男性は平成22年（2010年）、平成27年（2015年）のいずれも25～29歳、30～34歳が転入超過しているのに対し、女性は平成22年（2010年）の30～34歳で転入超過していましたが、平成27年（2015年）には25～29歳、30～34歳ともに転出超過となっており、女性の子育て世代に転出超過の傾向が見られました。

【平成22年（2010年）】

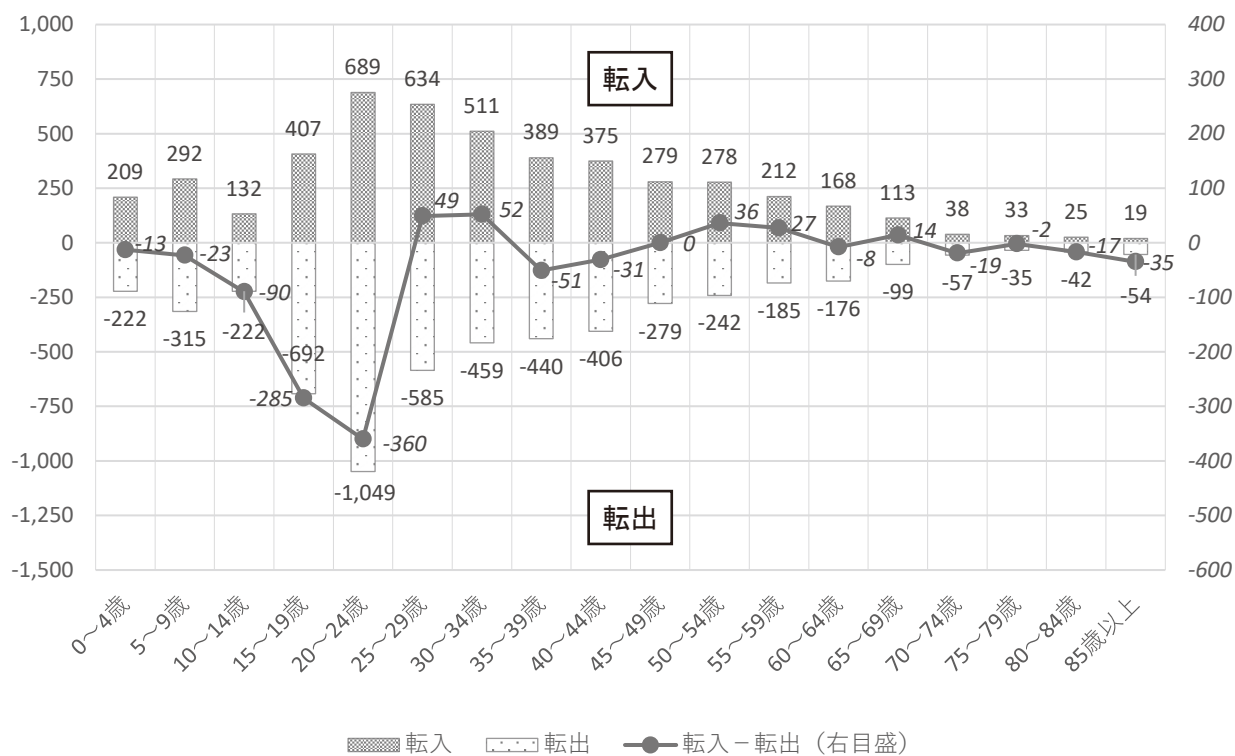
延岡市人口移動（男性）（単位：人）



資料：平成22年（2010年）国勢調査 「現住市区町村による5年前の常住地，年齢（5歳階級），男女別人口（転入）（転出）」

【平成27年（2015年）】

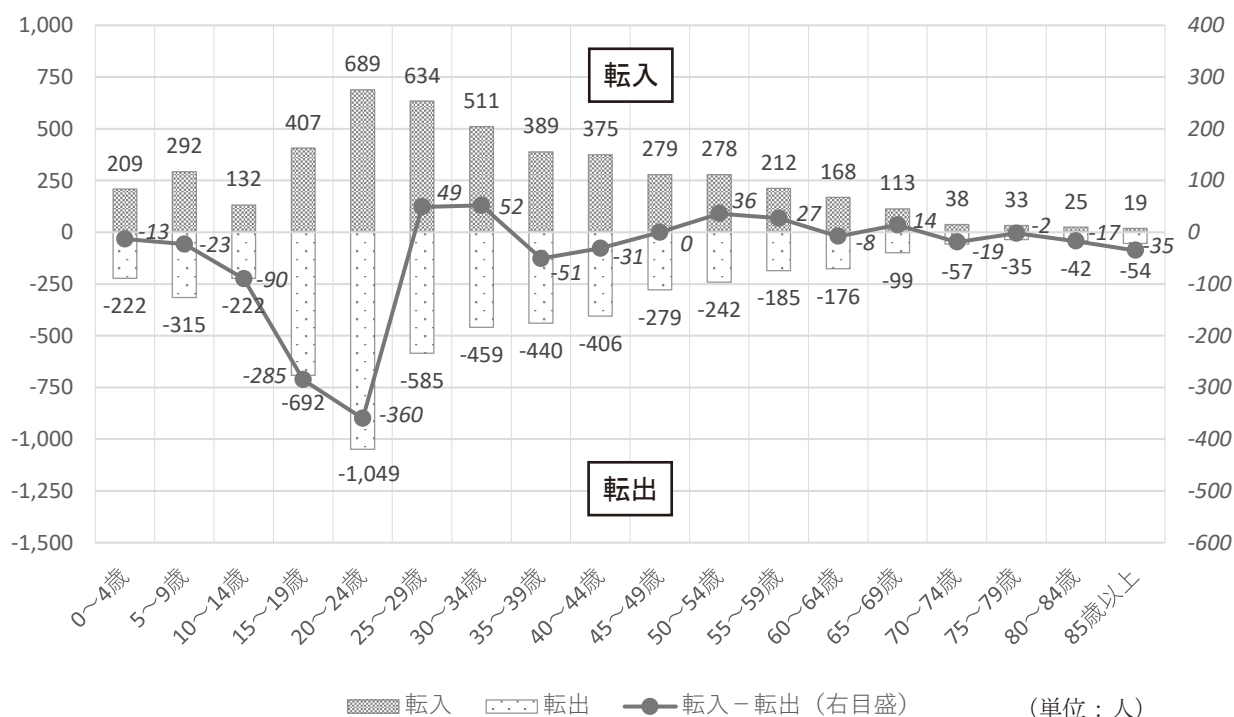
延岡市人口移動（男性）（単位：人）



資料：平成27年（2015年）国勢調査 「現住市区町村による5年前の常住地，年齢（5歳階級），男女別人口（転入）（転出）」

【平成22年（2010年）】

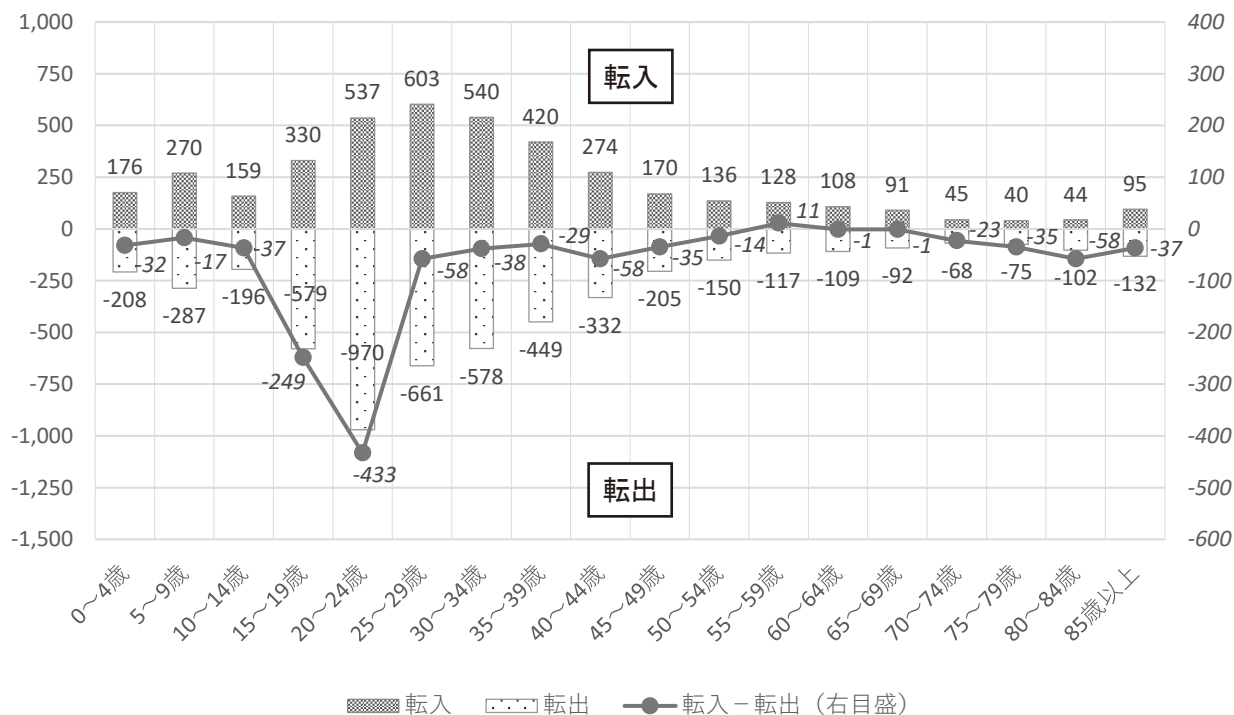
延岡市人口移動(女性) (単位：人)



資料：平成22年（2010年）国勢調査 「現住市区町村による5年前の常住地，年齢(5歳階級)，男女別人口(転入)(転出)」

【平成27年（2015年）】

延岡市人口移動(女性) (単位：人)



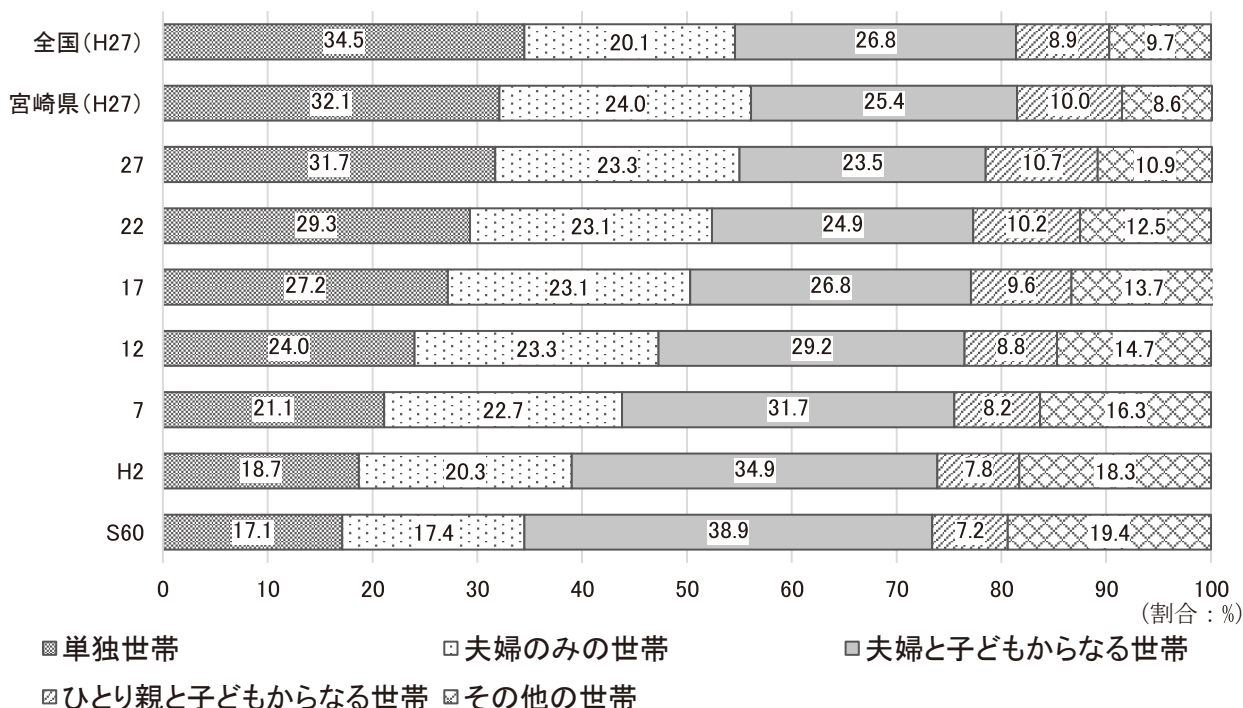
資料：平成27年（2015年）国勢調査 「現住市区町村による5年前の常住地，年齢(5歳階級)，男女別人口(転入)(転出)」

(2) 家族形態の多様化

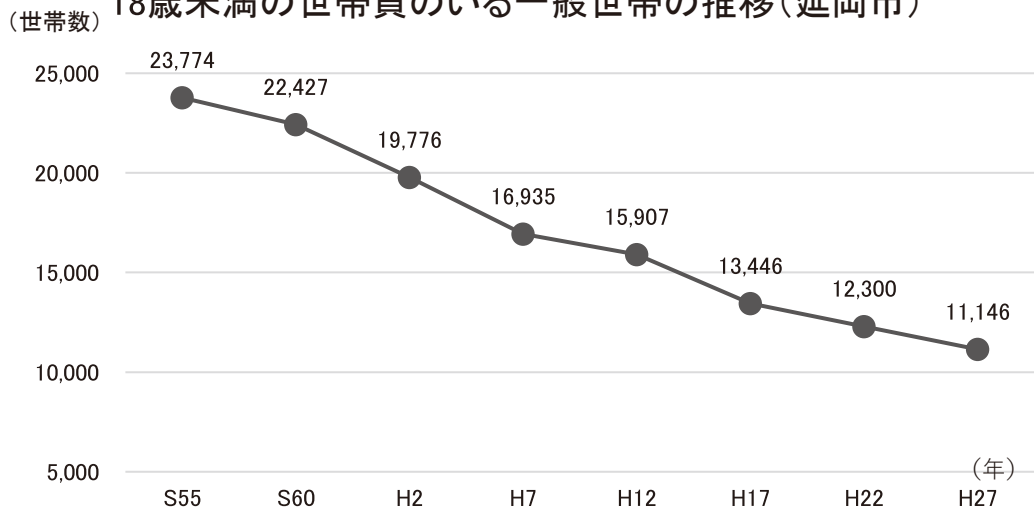
本市の昭和60年（1985年）以降の世帯類型別構成割合の推移をみると、「単独世帯」や「夫婦のみの世帯」が増加する一方、「夫婦と子どもからなる世帯」は減少を続けています。

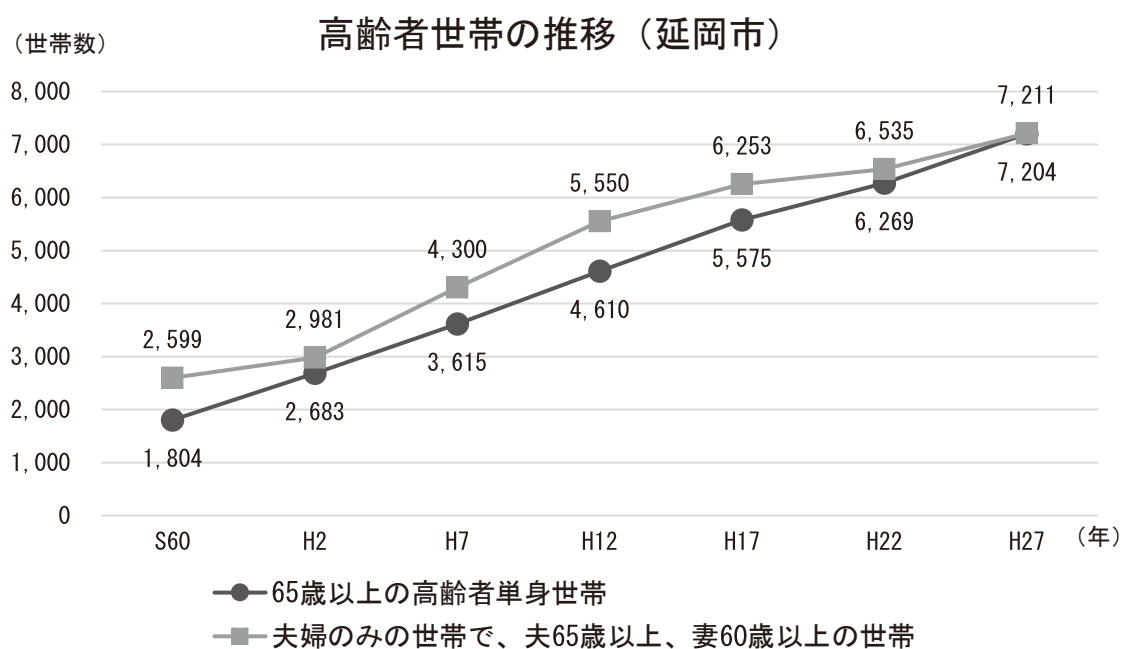
また、「子どものいる世帯」の割合が減少しており、高齢者のみの夫婦世帯及び単身高齢者世帯は増加を続けています。

一般世帯における世帯類型別構成割合の推移（延岡市）



18歳未満の世帯員のいる一般世帯の推移（延岡市）



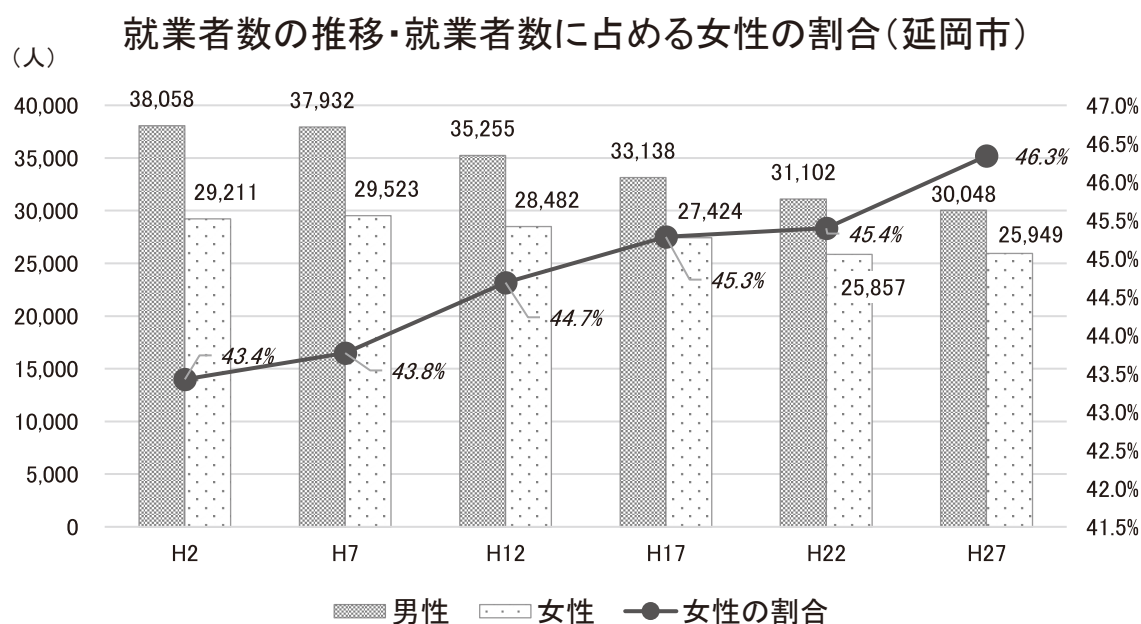


資料：国勢調査

（3）就業構造の特徴

平成27年（2015年）の国勢調査によると、本市の就業者は男女ともに減少傾向にあります。

一方、就業者数に占める女性の割合は、平成2年（1990年）以降増加傾向にあり、平成27年（2015年）は46.3%となっています。



資料：国勢調査

3 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響

内閣府男女共同参画局は、令和2年（2020年）9月に各方面の専門家で構成される「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」を開催し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が女性の雇用や生活等に与えている影響及び女性の視点からの政策課題を把握することとしました。

本研究会は、同年11月には、8項目からなる緊急提言を女性活躍担当大臣兼内閣府特命担当大臣（男女共同参画）に提出し、その内容は政府の経済対策に反映され、令和2年（2020年）度第3次補正予算等の措置が行われました。

また、令和3年（2021年）4月には、幅広い分野での影響と提言を取りまとめた報告書を公表しました。



緊急提言

2020年11月19日

コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会

新型コロナウイルスの新規感染者数は、秋以降、全国的に増加しており、一日の感染者数は過去最多を記録している。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、特に女性への影響が深刻であり、「女性不況」の様相が確認される。女性就業者数が多いサービス産業等が受けた打撃は極めて大きく、厳しい状況にある。事実、2020年4月には非正規雇用労働者の女性を中心に就業者数は対前月で約70万人の減少（男性の約2倍）となり、女性の非労働力人口は増加（男性の2倍以上）した。DVや性暴力の増加・深刻化、予期せぬ妊娠の増加が懸念され、10月の女性の自殺者数は速報値で851人と、前年同月と比べ増加率は8割にも上る。シングルマザーからは、収入が減少した、生活が苦しいとの切実な声が上がっている。医療・介護・保育の従事者などのいわゆるエッセンシャルワーカーには女性が多く、処遇面や働く環境面が厳しい状況にある。感染症による差別も報告されている。緊急事態宣言下の休校・休園は生活面、就労面において特に女性に大きな負の影響をもたらした。テレワークについては、その普及と充実に向けて対応すべき課題は少なくない。女性の家事、育児等の負担増に留意するとともに、エッセンシャルワーカーをはじめテレワークの導入が困難な職業に従事する方々の状況をしっかり受け止める必要がある。

国連では、2020年4月9日、グテーレス事務総長がコロナ対策において女性・女の子を中核に据えるよう、声明を発した。

こうした状況を踏まえ、本研究会として、以下の事項を緊急に提言する。

今後、政府にあっては、自治体や民間企業等の協力を得ながら取組を進めていくことを期待する。

○DV、性暴力、自殺等の相談体制と対策を早急に強化するとともに、感染拡大期においても可能な限り必要な機能を果たすこと

○休校・休園の判断において、女性・子供への影響に最大限配慮すること

○いわゆるエッセンシャルワーカーの処遇改善等を十分考慮すること

○感染症に伴う差別的な扱いの解消に向けた取組を進めること

○ひとり親家庭への支援を強化すること

○テレワークについて、課題を踏まえた上で、普及、充実を進め、柔軟な働き方を進めていくこと

○デジタル、福祉分野など成長分野等へのシフトに向けた人材育成、就労支援を進めていくこと

○行政の業務統計を含む統計情報の積極的活用を促し、迅速な実態把握とその分析を進めること

コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書（概要）

令和3（2021）年4月28日

研究会事務局：内閣府男女共同参画局調査室



コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書 ～誰一人取り残さないポストコロナの社会へ～

- ・新型コロナウイルスの拡大は男女で異なる影響。女性の非正規雇用労働者の減少や自殺者数の増加など女性への深刻な影響が明らかに
- ・女性への深刻な影響の根底には、平時においてジェンダー平等・男女共同参画が進んでいなかったことがあり、コロナの影響により顕在化
- ・今こそ幅広い政策分野でジェンダー視点を入れた政策立案が不可欠。女性に焦点を当てて、我が国の課題を明らかにし、既存の制度や慣行の見直しを

Gender-based Violence

●1 女性に対する暴力

- ・DV相談件数の増加（前年同期比1.5倍）
- ・精神的暴力や経済的暴力も顕在化
- ・給付金の世帯主給付の課題
- ・DV被害者の自立には経済的自立が重要
- ・10代～20代の若い女性への支援策の強化が必要

Health Impacts

●3 健康

- ・女性の自殺者数が増加（前年比935人増）
- ・特に無職者（主婦等）、女子高生の自殺が増加
- ・妊産婦への十分な配慮が必要
- ・医学・公衆衛生学でもジェンダーに着眼した検討を
- ・男性への感染予防策の啓発を積極的に

Economic Impacts

●2 経済

- ・女性の多い産業や非正規雇用労働者に大きな影響
- ・女性の所得はもはや家計の補助ではない
- ・非正規雇用労働者の女性の収入状況にも留意
- ・シングルマザーの失業率が上昇。支援の強化が必要
- ・テレワークの受け止めに男女差。後戻りせずに柔軟な働き方を加速する必要がある
- ・デジタルスキルの向上を推進すべき

Unpaid Care and Domestic Work

●4 家事・育児・介護（無償ケア）

- ・休校は特に小学生の母親の就業に大きな影響
- ・子供のいる有配偶女性の非労働力化が進行
- ・コロナ下で女性の家事・育児・介護の負担感が増加
- ・男性の家事・育児参画の兆し。これをチャンスに

コロナ下の緊急対応

雇用面や生活面で
女性に特に強い影響
格差拡大の懸念

女性と女の子を
コロナ対応の中心に
据えることが重要
（国連グテーレス事務総長）

ポストコロナに向けて 誰一人取り残さない社会へ

ジェンダー統計・分析の重要性	ジェンダー平等・男女共同参画の取組、女性の参画	制度・慣行の見直し
・男女別、都道府県別のデータ把握、既存統計の個票分析、オーバーサンプリング等、様々な手法で迅速、的確な実態把握と分析が重要 ・調査の実施のみならず分析にも予算・人員を	・緊急対応に加え、経済的自立等の女性のエンパワメントを拡大し、ジェンダー平等・男女共同参画の取組を加速させていくことを、政府、政党、地方自治体、民間企業、NPO等に強く求めたい ・意思決定の場における女性の参画の推進を ・政策議論に多様な視点を。ジェンダーに配慮した施策の実現を加速	・日本社会の根底にある固定的な性別役割分担モデルや制度等を見直す好機 ・変革のチャンスにできるかは政府、企業、地域等そして一人一人にかかっている ・女性の活躍の場が広がることは企業経営、経済にもプラス、国としても不可欠の課題 ・政府が先導的役割を担うことを強く求める

出典：令和3年度版男女共同参画白書

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と「男女共同参画社会基本法」で規定されています。

そこで、本計画は、法の影響を受け、条例の5つの基本理念に基づき策定するものです。

(1) 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されていることです。

(2) 社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な性別による役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されていることです。

(3) 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、様々な分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されていることです。

(4) 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援のもとに、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにすることです。

(5) 国際的協調

男女共同参画づくりのために、国際社会とともに歩むことや、他の国々、国際機関と相互に協力して取り組んでいくことです。

2 計画の基本目標

基本理念のもと、次の3つの基本目標とします。

- I 一人ひとりの人権が尊重される安全・安心な暮らしの実現
- II 男女共同参画社会の実現に向けた環境整備
- III あらゆる分野における男女共同参画の推進

3 施策の体系

基本目標

重点目標

施策の方向

男女共同参画社会の形成

I
一人ひとりの人権が
尊重される安全・安心な
暮らしの実現

II
男女共同参画社会の
実現に向けた環境整備

III
あらゆる分野における
男女共同参画の推進

1
男女共同参画社会に向けた
意識づくり

- (1)男女共同参画の視点に立った慣習・慣行の見直し
- (2)教育・学習を通じた男女共同参画の推進
- (3)メディア等におけるすべての人の人権を尊重した表現の推進

2
政策・方針決定過程への
女性の参画拡大

(「女性活躍推進法」に基づく推進計画)

- (1)政策・方針決定過程における女性の参画の拡大
- (2)女性の人材育成

3
雇用等における男女共同
参画の推進と仕事と生活の
調和

(「女性活躍推進法」に基づく推進計画)

- (1)雇用等における男女の均等な機会と待遇の確保
- (2)女性の職業能力開発への支援
- (3)農林水産業における男女共同参画の推進
- (4)仕事と生活の調和が図れる就業環境の整備促進
- (5)多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

4
生活上の困窮や課題を抱える
人々が安心して暮らせる環境
の整備

- (1)貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援
- (2)高齢者、障がいのある人、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

5
地域における男女共同参画
の推進

(「女性活躍推進法」に基づく推進計画)

- (1)地域活動、まちづくり等における男女共同参画の推進
- (2)防災、環境問題における男女共同参画の推進

6
配偶者等からのあらゆる暴力
の根絶

(「DV防止法」に基づく基本計画)

- (1)配偶者等からのあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進
- (2)配偶者等からの暴力による被害者の支援体制の充実

7
生涯にわたる健康づくりへ
の支援

- (1)生涯にわたる包括的な健康支援
- (2)性と妊娠・出産等に関する健康と権利に対する支援

8
関係機関等との連携強化及び
計画の推進

- 関係機関等との連携強化及び計画の推進

第4章 計画の内容

重点目標1 男女共同参画社会に向けた意識づくり

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現には、市民一人ひとりが男女共同参画について認識を深めることが不可欠です。

しかし、長年にわたり人々の意識の中に形作られてきた固定的な性別役割分担意識^{※6}や、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス^{※7}）は依然として存在しており、このことは男女共同参画を進める上で課題となっています。

「市民意識調査」によると、「男性は外で働き、女性は家庭を守る」というような、性別によって役割を決めつける考え方について、「反対」及び「どちらかといえば反対」と回答した人の割合は54.1%であり、「賛成」及び「どちらかといえば賛成」と回答した人の割合18.0%よりも高く、女性の社会参画に対する理解が進んでいるものと思われます。

一方で、「家庭生活での夫婦の役割分担状況について、あなたのご家庭では家庭内の仕事を主にどなたがしていますか」という質問に対して、「家計を支える」の項目では「主に夫が行っている」及び「主に夫が行い妻が一部を分担している」と回答した人の割合が70.0%と高くなっており、「家事をする」の項目では、「主に妻が行っている」及び「主に妻が行い夫が一部を分担している」と回答した人の割合が85.5%と高い結果が出ています。

また、社会の各分野についての「男女の平等感」を尋ねたところ、「平等である」と回答した人の割合が最も高かったのは「学校教育の場」で53.4%、反対に最も低かったのは「社会通念・慣習・しきたりなど」で14.9%、「社会全体」についても16.3%と低くなっています。また、全ての分野において「男性が優遇されている」と思っている人の割合が「女性が優遇されている」と思っている人の割合より高くなっています。更に「政治の場」「法律や制度の上」「社会全体」の分野で「平等である」と回答した人の割合を男女別に見ると、それぞれ女性で回答した人の割合が男性で回答した人の割合の半分以上に留まっており、男女の意識の差が見られます。

このような現状を踏まえ、家庭、職場、地域などあらゆる場面において、性別や世代に関わりなくそれぞれの個性や能力をいかした多様な生き方を認め合うことの大切さを理解し、固定的な性別役割分担意識に基づく慣習・慣行の見直しに向けた取組が必要です。

※6 固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

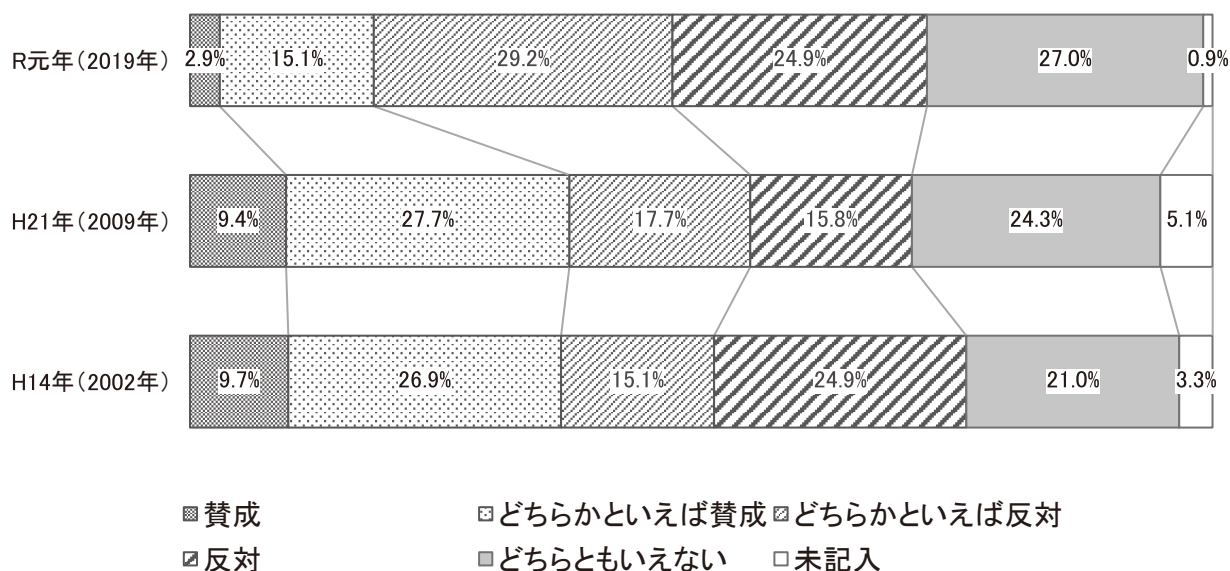
※7 アンコンシャス・バイアス

無意識の偏ったモノの見方のこと。日常のあらゆる場面で起きており、一例として「性別で任せる仕事や役割を決めていることがある」などがあげられる。

また、意識や固定観念は、往々にして幼少のころから形成されてきており、人々の意識形成に大きな影響力をもつ学校教育の取組が重要です。更に、近年、情報通信手段の多様化によりメディアによってもたらされる情報が社会に与える影響は拡大していることから、メディア分野においても男女共同参画の視点に立った取組が必要になっています。

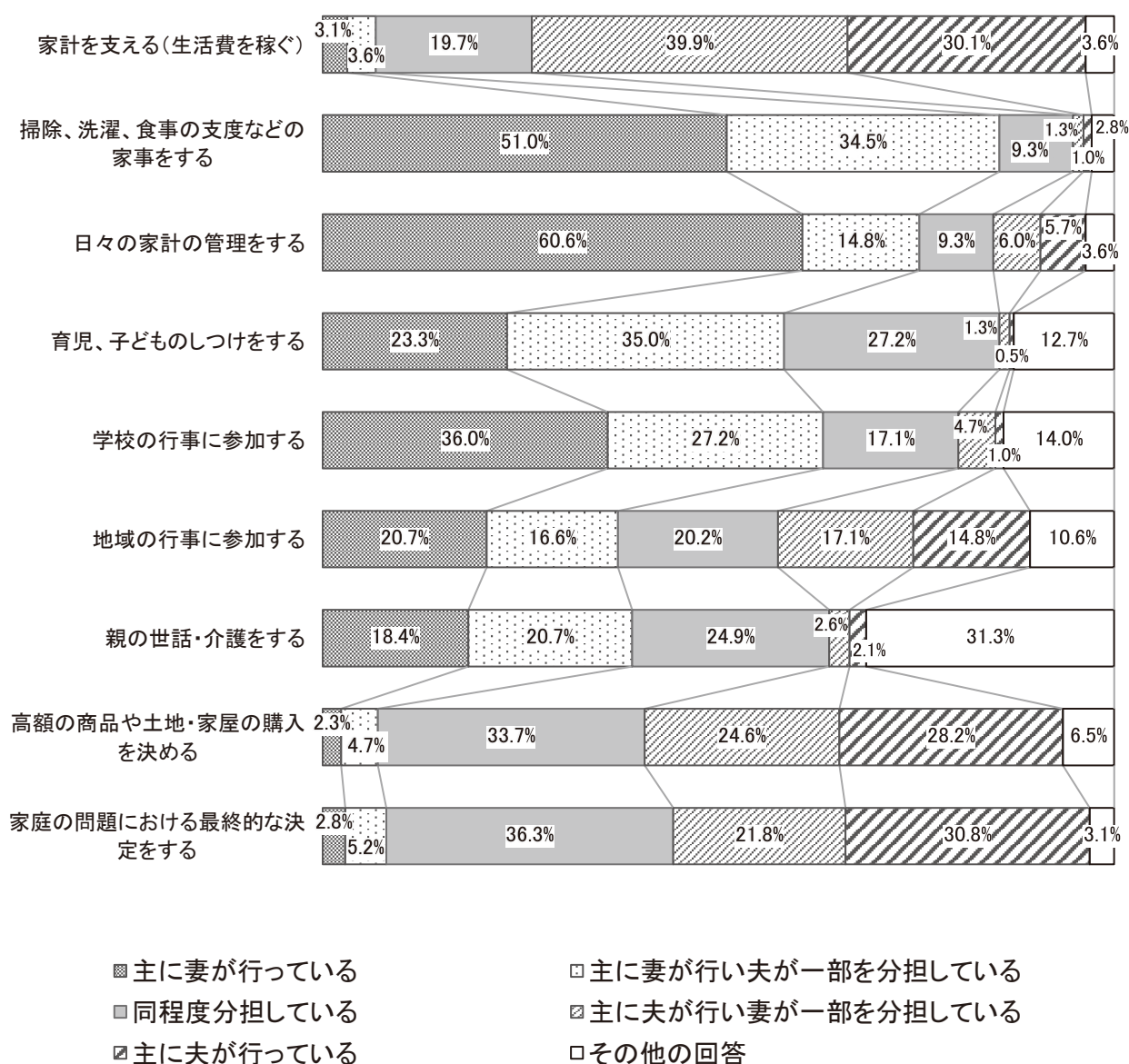
市民意識調査 男女の役割分担意識に関する考え方

「男性は外で働き、女性は家庭を守る」というような、性別によって役割を決めつける考え方についてあなたはどのように思いますか。（単一回答）



市民意識調査 家庭生活での夫婦の役割分担状況

あなたのご家庭では、次にあげるような家庭内の仕事を、主にどなたがしていますか。
 (育児や子どもの教育、親の介護等については、現在該当しなくても過去にご経験があれば、それをお答えください。)(単一回答)

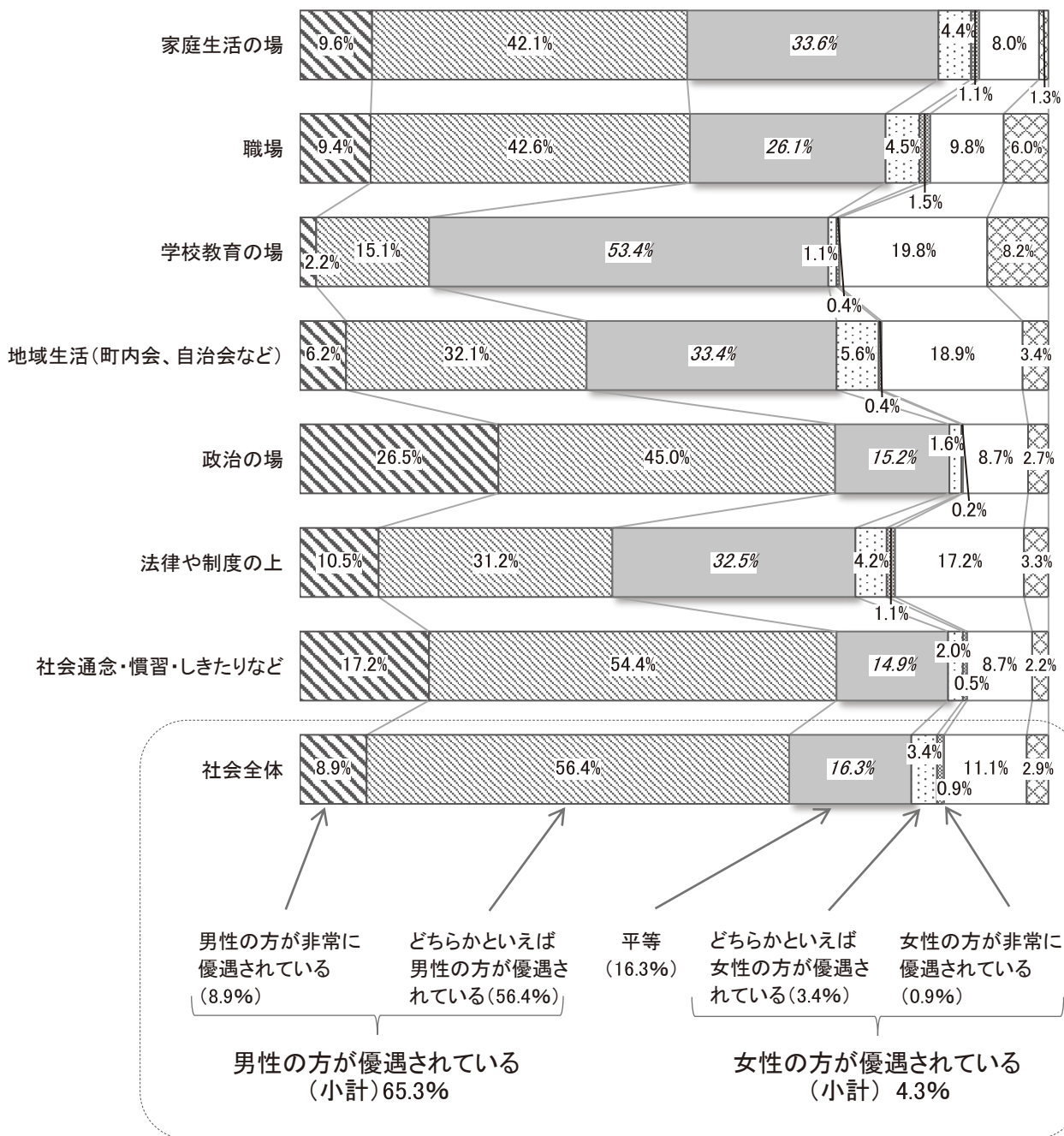


※その他の回答：「主に夫と妻以外の人が行っている」「現在も過去も対象がいない」「未記入」

市民意識調査 男女の平等感

あなたは、次にあげるような分野で、男女は平等になっていると思いますか。

(それぞれの項目に対して単一回答)



- 男性の方が非常に優遇されている
- 平等である
- 女性の方が非常に優遇されている
- 未記入

- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- どちらともいえない

【施策の方向】 (1) 男女共同参画の視点に立った慣習・慣行の見直し

誰もがその個性や能力を十分に発揮し、多様な生き方を選択できる柔軟な社会とするために、家庭、職場、地域などのあらゆる場や機会において男女共同参画に関する情報提供等の広報活動を推進し、市民一人ひとりが主体的に取組を推進できるように学習機会の提供に努めます。

具体的な取組	内容	関係課室
男女共同参画についての広報・啓発の充実	男女共同参画情報誌「響」の発行や広報紙への男女共同参画に関する記事掲載等を通して情報を発信していきます。また、「男女共同参画週間」「人権週間」等の様々な機会を捉えて、市民の意識を深める啓発活動に取り組めます。	人権推進課 男女共同参画推進室
男女共同参画に関する学習機会の充実	性別や世代を問わず多くの人が参加できる環境を整え、男女共同参画の理解が深まる講座や講演会を開催します。	男女共同参画推進室
男女共同参画に関する相談体制の充実	男女共同参画の視点に立った慣習・慣行の見直しが図られるよう、男女共同参画に関する相談体制の充実に努めます。	男女共同参画推進室
市職員の研修の充実	職員が男女共同参画について理解を深め、市の施策に男女共同参画の視点を取り入れることができるよう研修の充実に努めます。	職員課 男女共同参画推進室

指 標	現状	令和13年度の目標値
「男性は外で働き、女性は家庭を守る」というような固定的役割分担の考え方に反対する人の割合	24.9% (R元年度)	40.0%

【施策の方向】（2）教育・学習を通じた男女共同参画の推進

男女共同参画社会を築いていくためには、次の世代を担う子どもたちが自己形成を図っていく中で男女共同参画の理解を深め、性別等によってその可能性を狭められることなく、それぞれの個性や能力を十分に伸ばすことができる教育や学習を推進することが大切です。

また、あらゆる世代の人々が生涯にわたって男女共同参画について学び、社会参画の意識を高めることができるよう、講座の開設や情報提供等による学習機会の充実を図ります。

具体的な取組	内容	関係課室
児童生徒の教育の充実	子どもの頃から発達段階に応じて男女共同参画の理念を理解し、一人ひとりの個性や能力を大切に育む教育を推進します。 また、児童生徒が、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、自らの進路や職業を主体的に選択できる力を身に付けることができるようキャリア教育の充実を図ります。	学校教育課
「性別で分けない名簿（男女混合名簿）」 「制服選択制」の導入	「性別で分けない名簿（男女混合名簿）」や「制服選択制」を実施することで、学校における性別で分けない環境づくりに取り組みます。	学校教育課
広く市民を対象とした学習の推進	「市民大学講座」「女性学級」「高齢者教室」等、様々な市民の学びの場において、それぞれの年代や課題に対応した男女共同参画に関する学習機会の提供に取り組みます。	社会教育課 男女共同参画推進室
情報収集と提供	男女共同参画に関する図書の充実を図るとともに、資料の企画展示を行うなど啓発活動を推進します。	図書館 男女共同参画推進室

指 標	現状	令和13年度の目標値
「社会全体で男女が平等である」と回答した人の割合	16.3% (R元年度)	30.0%

【施策の方向】（3）メディア等におけるすべての人の人権を尊重した表現の推進

メディアを通じて男女共同参画の現状や問題点が広く伝達されることにより、男女共同参画に対する意識が広く市民に浸透することが期待されます。その一方で、女性や性的少数者の性的な側面のみを強調した表現や暴力的な表現も少なくありません。また、個人が自ら情報を発信することが容易になったことにより、SNS、電子掲示板などにおいて他人への誹謗中傷や差別表現、プライバシーの侵害等の問題が発生する場合があります。

このような状況に対応するために、無条件に情報を受け入れるのではなく、主体的に情報を収集・判断できる能力（メディア・リテラシー※⁸）を高めるための学習機会の提供に努めます。

具体的な取組	内容	関係課室
有害図書・出版物等の立入検査	宮崎県青少年育成条例に基づき、自動販売機、市内の書店、コンビニエンスストア等を調査し「成人コーナー」の書籍の区分や標識掲示の指導を行います。	社会教育課 青少年育成センター
男女共同参画の視点に立った市の印刷物の作成	市が発行する広報紙、ホームページ、印刷物について、人権を尊重し、更に、性別に基づく固定観念にとらわれない表現となるように努めます。	全課室
メディア・リテラシーの養成	学校教育において、全ての人の人権を尊重した表現等について学ぶ教育を進めるとともに、講座において広く市民にメディア・リテラシーを学ぶ機会を提供します。	学校教育課 社会教育課 男女共同参画推進室

※8 メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力、の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

重点目標 2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 〔「女性活躍推進法」に基づく推進計画〕

【現状と課題】

男女共同参画社会を実現していくためには、行政や政治、経済、社会など多くの分野の政策・方針決定過程に男女が対等な立場で共に参画し、多様な視点が反映されることが重要です。

国においては、「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進める。更に、その水準を通過点として、指導的地位に占める女性の割合が30%を超えて更に上昇し、2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りが無いような社会となることを目指す。」として取組を進めることとしています。

本市においても、平成24年度に策定した「第2次のべおか男女共同参画プラン」において審議会等における女性の参画率の目標値を、「令和3年度までに40%」と設定し、これまで取り組んできましたが、令和2年度末現在の審議会等における女性の参画率は31.1%に留まっています。

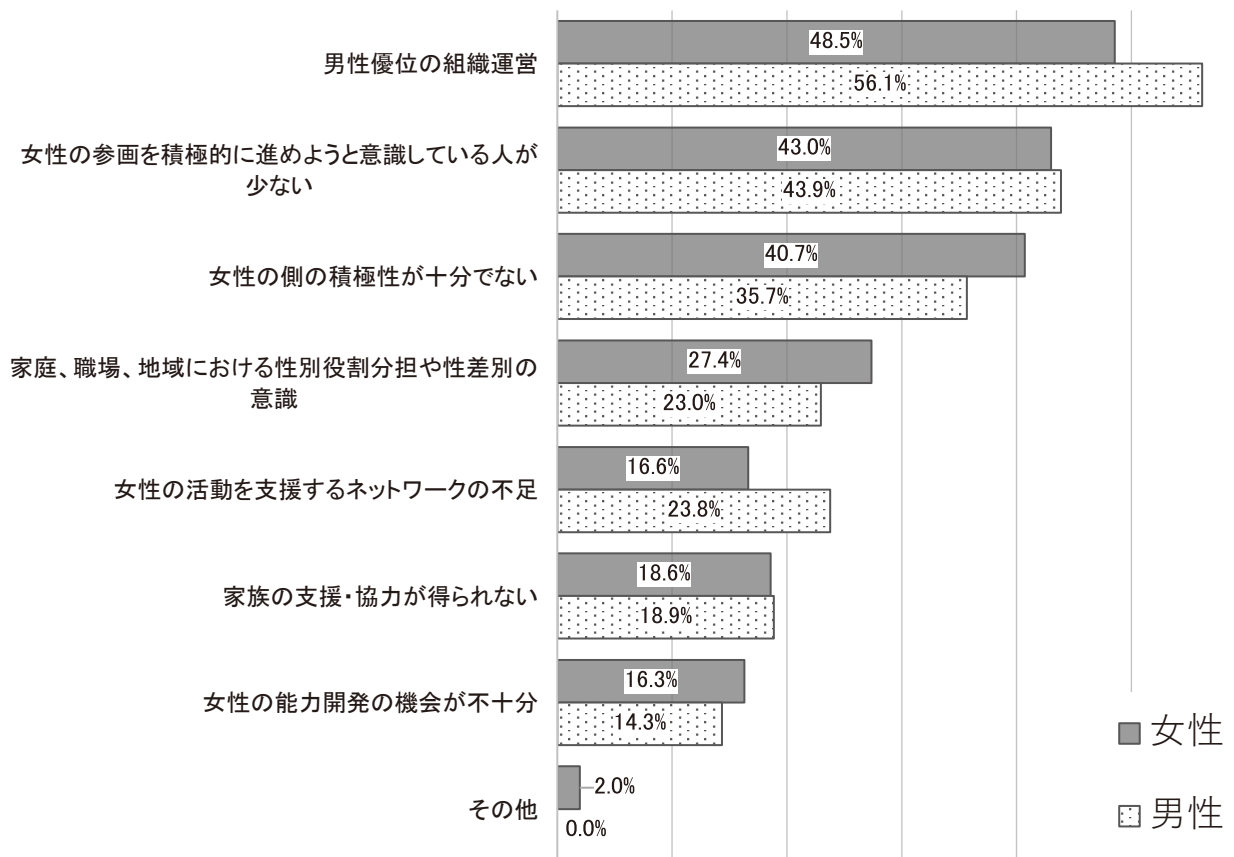
「市民意識調査」において「政策の企画・方針決定の過程に女性の参画が少ない理由」を尋ねたところ、「男性優位の組織運営」「女性の参画を積極的に意識している人が少ない」「女性の側の積極性が十分でない」と回答した人の割合が男女ともに高くなっています。

このような課題を踏まえて、今後も女性の参画拡大に向けて市が率先して取組を進めるとともに、市民、事業所・各種団体等にも広く方針決定過程への女性の参画を呼び掛け、人材育成に取り組む必要があります。

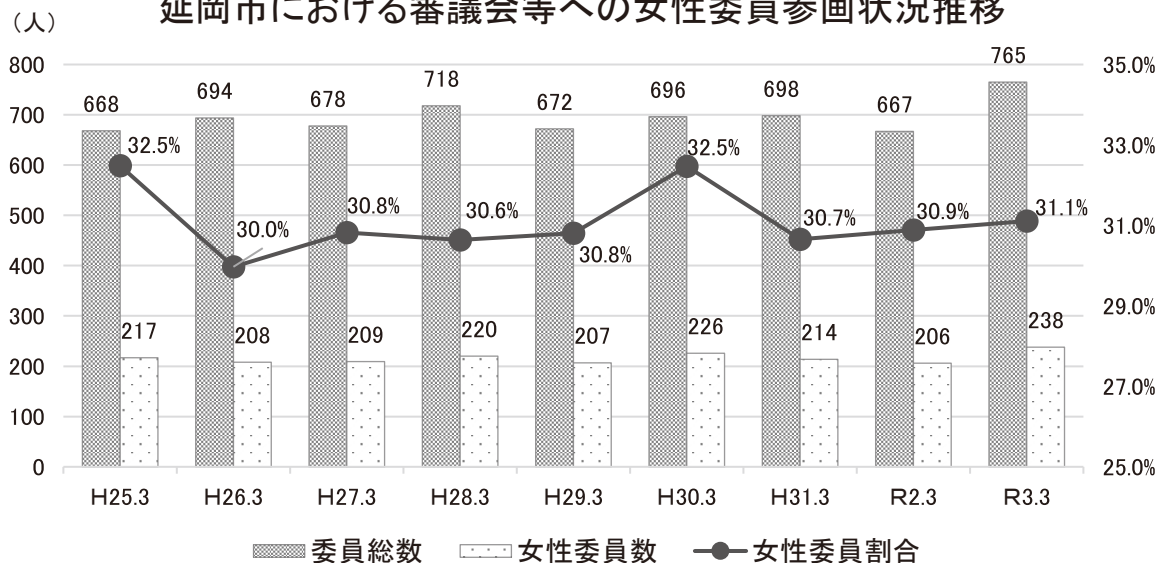


市民意識調査 政策の企画・方針決定に関する意識

近年、女性の社会進出は進みつつあるものの、町内会や自治会の長、審議会委員や議員等には、まだ女性が少ないのが現状です。このような政治や行政における政策の企画や方針決定の過程による女性の参画が少ない理由は何だと思いますか。(回答3つまで選択可)



延岡市における審議会等への女性委員参画状況推移



資料：男女共同参画推進室

【施策の方向】（1）政策・方針決定過程における女性の参画の拡大

あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向け、市が率先して、市の審議会等の委員への女性の登用を推進します。また、市職員については、「女性活躍推進法」による特定事業主行動計画※⁹に基づき、計画的な取組を行います。

併せて、女性が活躍している事業所や地区などの紹介を広く市民に行うことで、男女共同参画に関する市民や事業所等の意識を高めていきます。

具体的な取組	内容	関係課室
審議会等委員への女性の登用推進	審議会等の委員への女性参画要領に基づき、関係団体への女性の推薦についての協力依頼や可能である審議会の職務指定委員の見直しを行い女性の登用推進に努めます。	男女共同参画推進室
「特定事業主行動計画」に基づく女性職員活躍の推進	全ての市職員が能力を最大限発揮でき、生き生きと活躍できる職場の実現を目指し、「特定事業主行動計画」の推進に努めるとともに、能力向上のための研修・啓発の充実を図ります。 また、男性職員の育児休業等の取得を推進するとともに、職員の時間外勤務縮減に向けた取組を進めます。	職員課
各種機関、団体等への広報・啓発	それぞれの組織において、方針決定への女性の参画拡大に向けた取組が主体的に進められるよう広報・啓発を通じた情報提供に取り組めます。	男女共同参画推進室
モデル事業所やモデル地区のPR	女性が活躍する職場や地域に光を当て、そこをPRすることにより、他の事業所や地区への波及を生むような啓発を行います。	男女共同参画推進室

指 標	現状	令和13年度の目標値
審議会等における女性の参画率	31.1% (R3.3.31現在)	40.0%
市職員の管理職における女性の割合	8.91% (R3.4.1現在)	20.0%以上

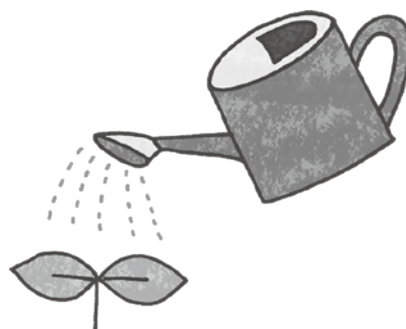
※9 特定事業主行動計画

「女性活躍推進法」に基づき、特定事業主（国・地方公共団体）には計画の策定、公表が義務付けられている。

【施策の方向】（2）女性の人材育成

幅広い分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進していくために、人材発掘に努めます。また、エンパワーメント^{※10}の視点に立った、女性の人材育成を図る学習機会の提供を行います。

具体的な取組	内容	関係課室
人材育成のための学習機会の充実	政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けた人材育成を図るために、情報や学習機会の提供に努めます。	男女共同参画推進室
活躍する女性の人材の情報収集	様々な分野で活躍する女性人材の情報を収集し、人材の発掘に努めます。また、環境の異なる人達が情報交換や交流を深めることのできる場所づくりや人材リスト作成に取り組めます。	男女共同参画推進室



※10 エンパワーメント

自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。

重点目標3 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和 〔「女性活躍推進法」に基づく推進計画〕

【現状と課題】

就業は人が人として生きていくための生活の経済的基盤であり、働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できることは、個人の幸福（well-being）の根源をなすものであるといえます。働きたい人全てが、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく働き続け、職業能力開発やキャリア形成の機会を得ながらその能力を十分に発揮できるよう、出産・育児・介護等への対応を含め、多様で柔軟な働き方等を通じた仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進することが重要です。

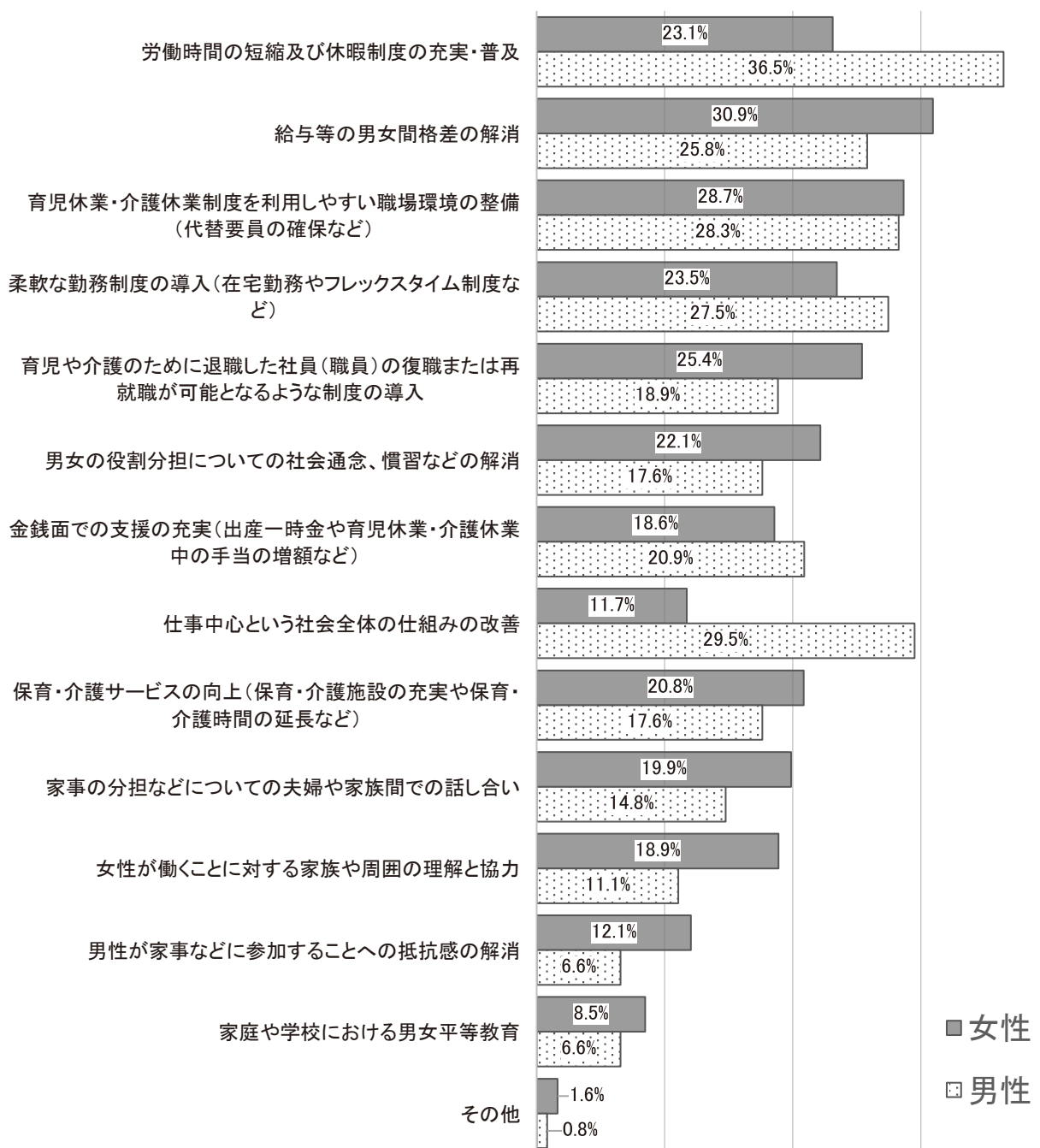
「男女雇用機会均等法」や「女性活躍推進法」等の施行や、令和3年（2021年）の「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正等により、男女がともに働きやすい環境づくりに向けた法整備は進められていますが、依然としてセクシュアル・ハラスメントを始め、性別等を理由とした差別的取扱いが社会問題として大きく取り上げられています。また、パートタイム労働等の非正規雇用の形態で働く女性も多く、男女間の賃金格差は解消されていない状況にあることから、改めて職場における男女の均等確保の実現と正規・非正規間の不合理な待遇差についての解消へ取組を進めていく必要があります。

「市民意識調査」によると、「男女が共に仕事と家庭生活や地域活動の両立を可能とするためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。」の質問に対して最も多かった回答は「労働時間の短縮及び休暇制度の充実・普及」で、次いで「給与等の男女間格差の解消」となっています。また、「育児・介護休業制度を利用しやすい職場環境の整備」や「保育・介護施設の充実や保育・介護時間の延長」など保育・介護施策の充実を望む回答も多い結果となっています。

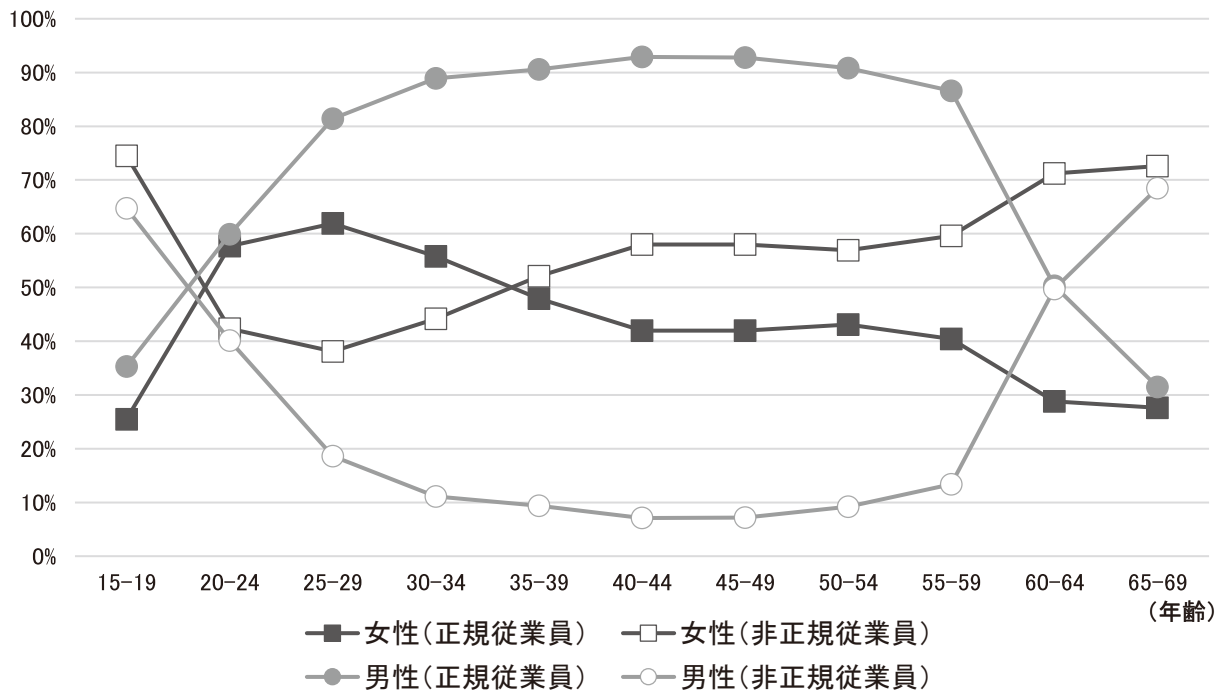
人口減少、少子高齢化の進展による労働人口の減少が問題視されている中、令和2年（2020年）からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大は就業を取り巻く環境にも様々な影響を及ぼしています。今後は、性別にとらわれることなく、就業を望む全ての人の多様で柔軟な働き方を尊重し、その能力が発揮できる社会の実現が求められます。

市民意識調査 仕事と生活の調和のために必要なこと

一般に、男女が共に仕事と家庭生活や地域活動の両立を可能とするためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。（回答は3つまで選択可）

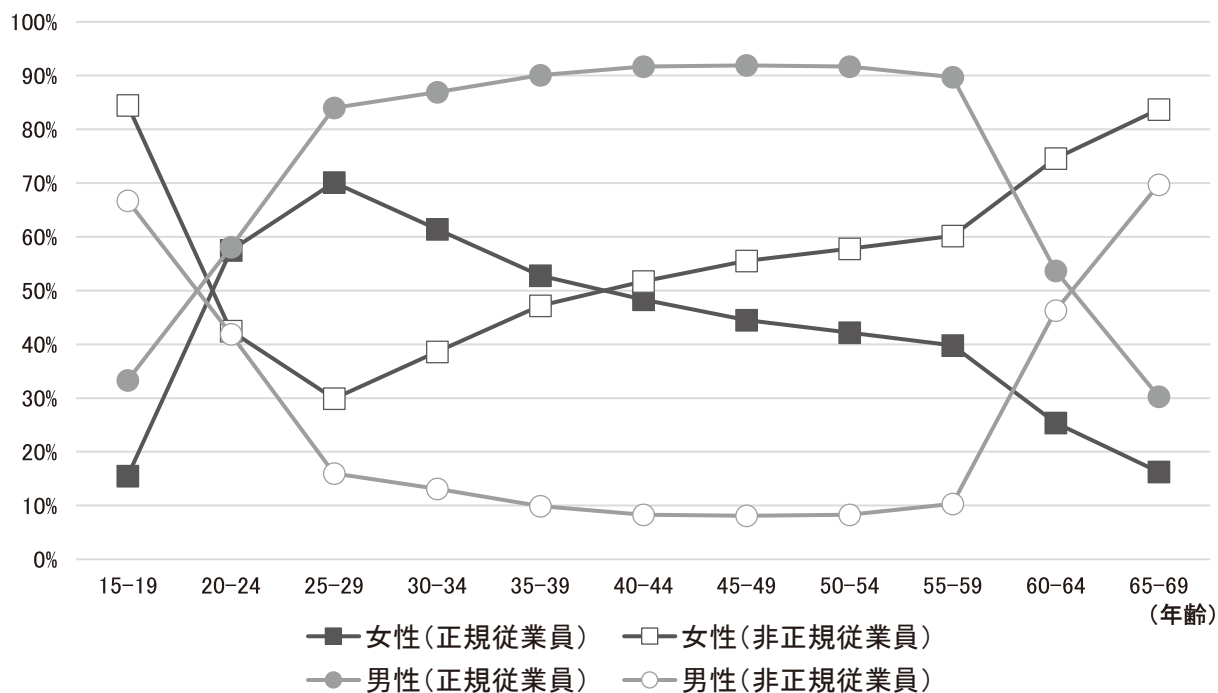


性別、年齢階層別に見た雇用形態の割合【全国／平成22年(2010年)】

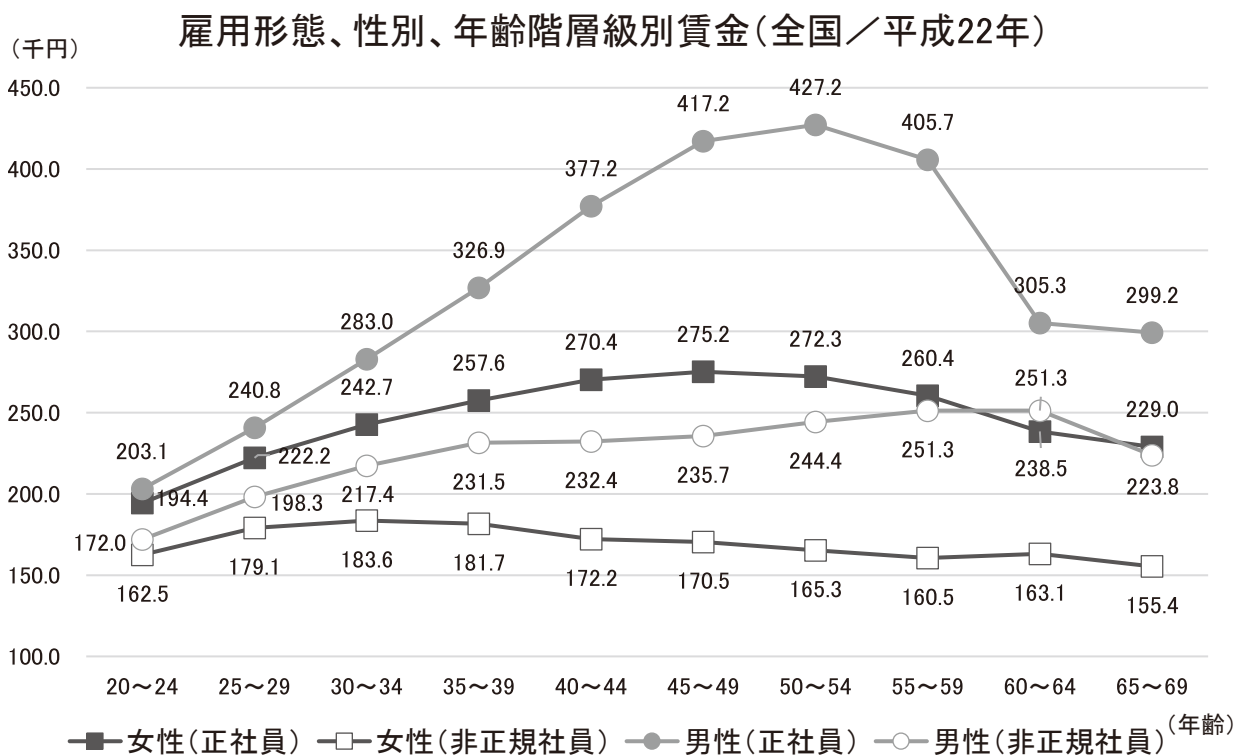


資料：労働力調査

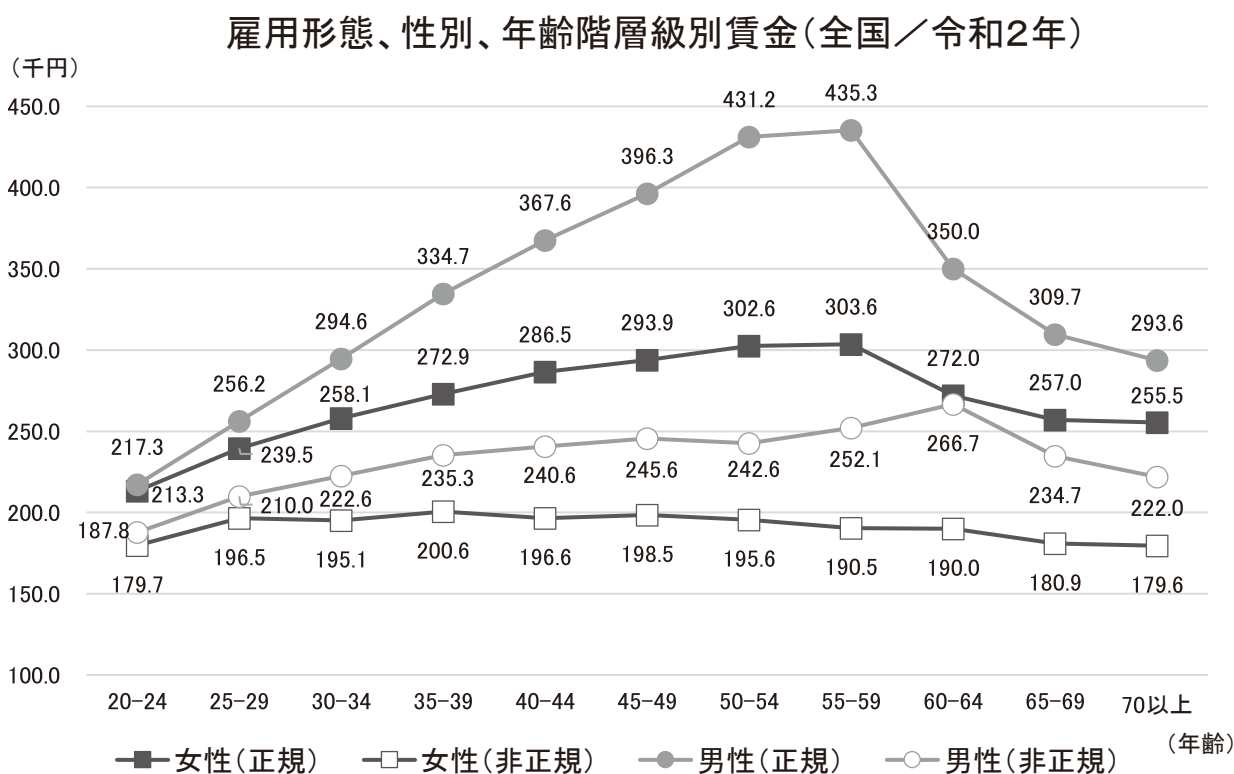
性別、年齢階層別に見た雇用形態の割合【全国／令和2年(2020年)】



資料：労働力調査



資料：賃金構造基本統計調査



資料：賃金構造基本統計調査

【施策の方向】（1）雇用等における男女の均等な機会と待遇の確保

実質的な男女の均等確保の実現に向け、関係機関と連携しながら、事業所等における「男女雇用機会均等法」などの遵守を促進するとともに、育児・介護休業制度の普及啓発や利用促進にむけた支援に努めます。

また、職場における、あらゆるハラスメントの防止について啓発するとともに、性別を理由とした不利益が生じたり、就労環境が悪化しないよう、事業主において雇用管理上の措置が講じられるよう諸制度等の情報提供など具体的な支援を行います。

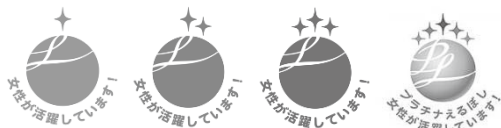
具体的な取組	内容	関係課室
情報の周知及び啓発	労働者が性別に関わらず能力を発揮し、活躍できる雇用環境の整備のため、事業所における「男女雇用機会均等法」などの遵守を促進するとともに、育児・介護制度等の利用促進にむけた周知に取り組みます。また、職場における固定的な性別役割分担意識による慣行の見直しを図るよう啓発に努めます。	人材政策・移住定住推進室 男女共同参画推進室
市職員研修の充実と人材育成の推進	性別に関わりなく均等な研修機会を提供するとともに、個人の能力が発揮できる環境づくりを進めます。	職員課 男女共同参画推進室
消防本部における女性消防吏員の更なる活躍に向けた取組	より多様な住民サービスを提供するため女性消防吏員の採用確保に向けたPR活動を行い、適材適所を原則とした職域の拡大とライフステージに応じた様々な配慮に取り組みます。更に、研修等により、消防職員全体で女性の活躍推進についての意識改革に取り組みます。	消防本部総務課
職場の環境整備に向けた情報提供	事業所において、女性活躍推進の取組促進にむけて、「えるぼし」など企業認定制度の活用について情報提供を行います。	人材政策・移住定住推進室 男女共同参画推進室

【施策の方向】（2）女性の職業能力開発への支援

社会の様々な分野における女性の参画や能力発揮を支援するための情報の収集と提供に努めます。女性を含めた創業を目指す人に対する相談対応や情報の提供を行うとともに、関係機関と連携しながら創業者への支援を行います。

具体的な取組	内容	関係課室
地元事業所における次世代リーダー育成支援	若手経営者や次世代リーダー育成の勉強会等における女性の参加促進を図り、女性の経営者や管理職の育成に向けた取組を支援します。	工業振興課
能力開発支援を通じた社会参画の推進	製造業における女性就業者の増加に伴い、インターンシップや宮崎職業能力開発促進センターにおける能力開発やセミナー等を通じて、女性の潜在能力を発掘し、女性人材の確保及び女性の社会への参画機会向上に向けた取組を支援します。	工業振興課
創業機会の情報提供	女性を含めた創業を志す人について、関係機関との連携を密にしながら、スキルアップの機会や各種創業支援メニュー等の情報提供に努めます。	商業・駅まち振興課

女性活躍推進企業認定 「えるぼし・プラチナえるぼし認定」



「えるぼし認定」とは、「女性活躍推進法」に基づき、一定基準を満たし、女性の活躍促進に関する状況が優良な企業を厚生労働省が認定する制度です。

また、えるぼし認定企業の内、より高い水準の要件を満たした企業は「プラチナえるぼし認定」を受けることができます。

子育てサポート企業認定 「くるみん・プラチナくるみん認定」

「くるみん認定」とは、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、従業員の仕事と子育ての両立のための行動計画を策定・実施するなど、一定の要件を満たした企業を子育てサポート企業として厚生労働省が認定する制度です。

また、くるみん認定企業の内、より高い水準の要件を満たした企業は、より優良な子育てサポート企業として「プラチナくるみん認定」を受けることができます。



【施策の方向】（3）農林水産業における男女共同参画の推進

仕事と生活の場が同じである家族経営を主体とする農林水産業等においては、家族従事者の女性が、仕事に加えて、固定的な性別役割分担意識に基づく家庭的責任の多くを担い、男性よりも総労働時間が長くなる傾向があります。

農山漁村地域の発展、活性化のためには、経営等に関わる女性の役割は重要であり、そのためには、休日の確保等の労働条件や家族間における協力体制などについて十分話し合うことが望まれます。

農業、林業、水産業それぞれの職種で女性が働きやすい環境作りや活動の支援の推進など女性の意思がより反映されるよう関係団体への支援や情報提供を行い女性の参画を推進します。

具体的な取組	内容	関係課室
農林水産業への男女共同参画の推進	農業、林業、水産業の各分野への新規就業希望者に、就業支援体制について情報提供するとともに、相談や研修を通じた支援を行います。 また、農業経営指導士等と連携し、農業、林業、水産業の分野における男女共同参画社会づくりを目指した啓発を推進します。	総合農政課 農業畜産課 林務課 水産課
家族農業経営における「家族経営協定」の促進	男女が共に意欲的に農業経営に参画することや、経営の発展の方向を明確にし、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」実現の有効な手段となる家族経営協定締結について、広報等での周知及び普及促進を図ります。	農業委員会事務局

指 標	現状	令和13年度の目標値
「家族経営協定」の締結数	108組 (R3.3.31現在)	128組

【施策の方向】（4）仕事と生活の調和が図れる就業環境の整備促進

仕事と家庭、地域活動等をバランスよく充実させ、自分らしさがいかせる「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現は、男女があらゆる分野にその個性や能力を十分に発揮して参画できる機会を確保する上で重要です。性別に関わらず、仕事と育児や介護などそれぞれの生活様式に対応した働き方の選択ができ、働き続けることができる職場環境の整備に向けた法制度の周知等に取り組みます。また、社会情勢によりテレワークの導入などオンラインの活用が進んでおり、多様で柔軟な働き方に対応できる体制作りを推進します。

具体的な取組	内容	関係課室
働きやすい職場環境づくりに向けた啓発	育児や介護を行っている男女が働き続けることのできる環境を目指して、ライフスタイルに応じた育児・介護休業制度、短時間勤務制度、その他の両立支援制度の周知を図るとともに、多様な働き方を促進するための取組について啓発します。	工業振興課 男女共同参画推進室
仕事と家庭の両立支援制度についての情報提供	仕事と家庭の両立支援に積極的な事業所を紹介するなど、先進事業所の社会的評価を高めるとともに、仕事と家庭の両立支援制度の情報提供に努めます。	工業振興課 男女共同参画推進室
柔軟な働き方に向けた環境整備	ライフスタイルに応じた多様で柔軟な働き方ができるように、テレワークなど新しい就業環境の整備に関する情報発信に取り組みます。	工業振興課 男女共同参画推進室

【施策の方向】（5）多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

就労形態の変化など、様々な社会要因により保育サービスのニーズも多様化しています。子育てをしながらも不安を抱えることなく、安心して就労ができるように子育て支援の充実を図ります。また、子育て中の保護者の孤立感や不安の解消を図るため、相談支援体制の充実に努めます。

具体的な取組	内容	関係課室
特定教育・保育施設サービスの充実	認可保育所及び認定こども園での通常保育はもとより、延長保育・休日保育・一時預かりなどの施設型の保育サービスの充実を図ります。 併せて、現在2箇所ある病児保育施設及び2箇所ある病後児保育施設の利用促進を図ります。	こども家庭課
地域子育て支援サービスの充実	放課後児童クラブや夏休み児童クラブ、病児・病後児保育を継続して実施することで保護者の就労と子育ての両立を支援するとともに、一時的な子どもの預かりについても、ファミリー・サポート・センター事業やショートステイ、トワイライトステイの利用により支援を行います。 また、延岡市子育て支援総合拠点施設「えんキッズ」や地域子育て支援拠点、児童館では、親子連れで気軽に利用できるよう子育てに関する相談にも対応します。 更に、関係者と連携して、放課後児童クラブの受入人数も拡大します。	こども家庭課

指 標	現状	令和13年度の目標値
ファミリー・サポート・センター利用件数	1,382件 (R2年度)	2,700件
病児保育施設及び病後児保育施設の利用件数	490件 (R2年度)	2,700件

重点目標4 生活上の困窮や課題を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備

【現状と課題】

人口減少、少子高齢化の進行や家族形態の多様化、非正規労働者の増加など社会の変化を背景に、ひとり親世帯、高齢者や障がいのある人など幅広い層で生活上の課題を抱える人が増加しています。

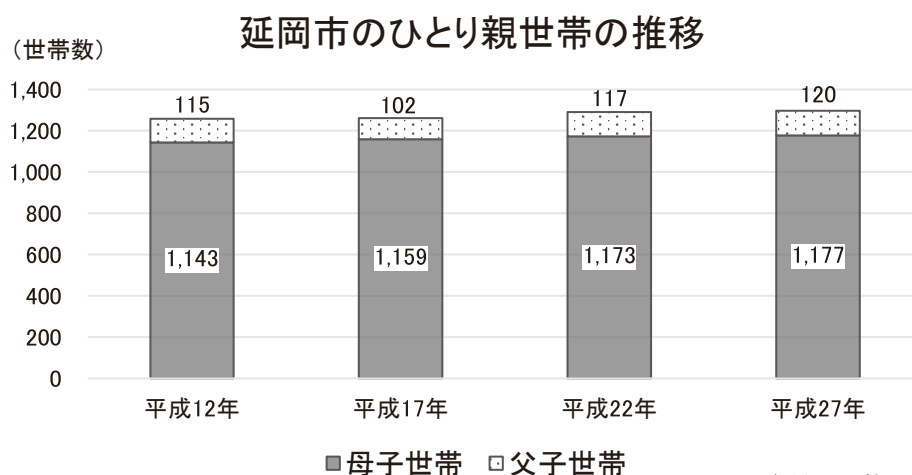
特に女性は、高齢単身者に占める割合が高いこと、ひとり親世帯の多くが母子家庭であること、非正規労働者の割合が高いことなどから貧困などの生活上の困難に陥りやすい状況にあります。

また、令和2年（2020年）からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、社会的に弱い立場にある人により深刻な影響をもたらしています。

令和元年（2019年）国民生活基礎調査の相対的貧困率^{※11}は、全体の15.4%に対して、ひとり親世帯は48.1%という結果になっており、ひとり親世帯の貧困は、教育・生活・就労・経済的な課題につながり、貧困の連鎖に陥りやすいと言われています。

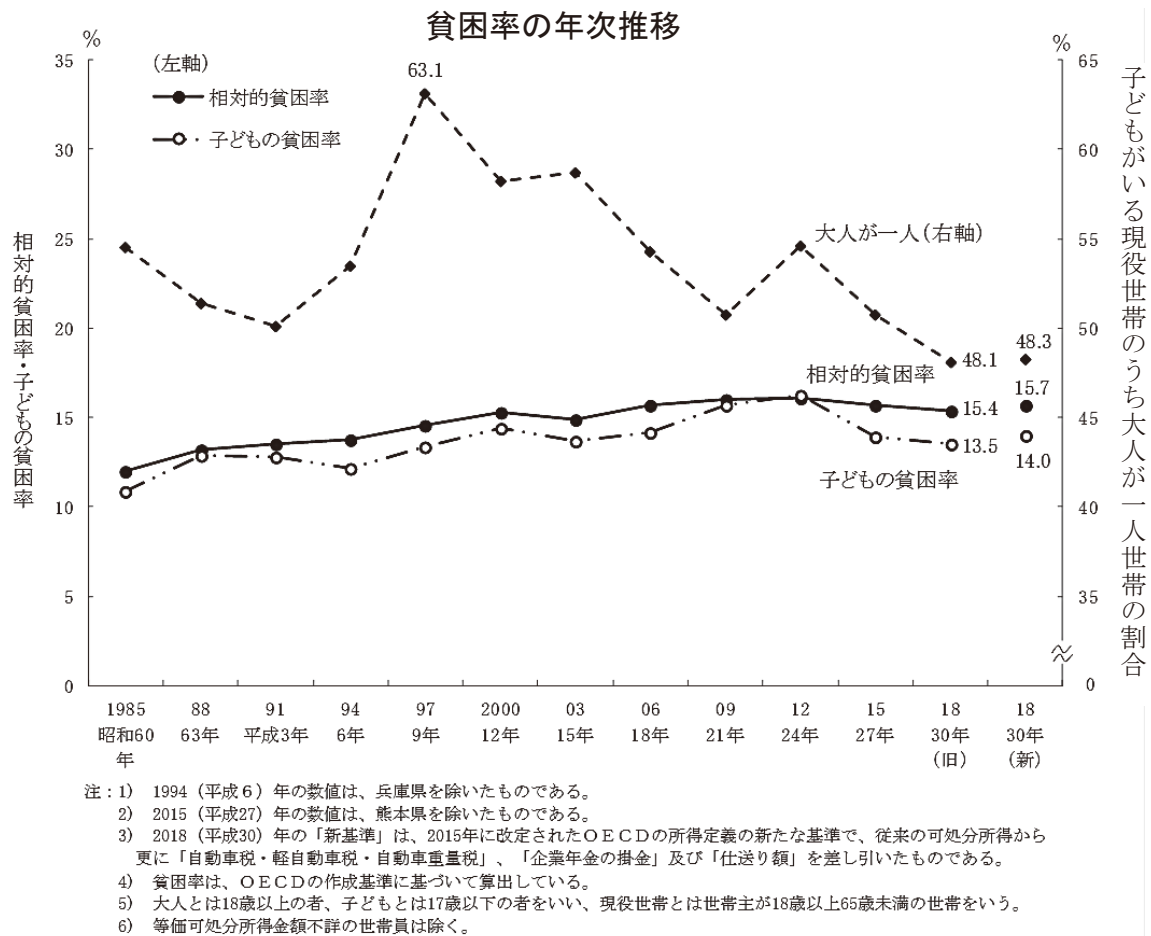
貧困状態にある家庭への支援に当たっては、外から見えにくく、捉えづらいという特性があり、早期発見と早期支援が重要となります。関係機関が連携し、気付き、見守り、支えるネットワークの構築とともに、個別支援体制の充実強化を図り、安心して暮らせる環境の整備を進めていくことが望めます。

また、高齢社会を豊かで活力ある社会とするためには、年齢や性差、障がいの有無等に基づく固定的な見方をなくし、全ての人が共に社会の一員として、生きがいを持って活躍できるよう多様な社会参加を支援していく必要があります。そのためにも、男女共同参画の視点を持ってそれぞれが抱える状況に応じた包括的な支援を行い、安心して地域で暮らしていけるように、生活実態に応じたサービスの提供や相談支援体制を充実させていくことが必要です。



※11 相対的貧困率

全国民における低所得者（働いている、いないを問わず）の割合。絶対的な貧困水準を表すものではなく、所得の中央値の半分より低い人がどれだけいるかを示す相対的な指標であり、預貯金や不動産等の資産は配慮していない。



出典：国民生活基礎調査

【施策の方向】（1）貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援

ひとり親世帯等生活上の課題や困窮を抱える人々が、安心して暮らすことができるためには、単に経済的な支援だけでなく、相談体制の充実も必要であり、各施策を体系化して効果的に実施していく必要があります。特に、ひとり親世帯に対しては、子育てと仕事の両立や次世代の親の育成にも注力し、地域における子育て支援を推進します。

また、コロナ禍で顕在化した「生理的貧困」の問題についても取組を進めていきます。

具体的な取組	内容	関係課室
生活上の援助を必要とするひとり親家庭等への支援サービス等の提供	教育に係る費用負担の軽減や保護者の収入確保のための就労支援、安定した日常生活のための金銭の給付や貸与、医療費の助成、日常生活支援、学習支援等に取り組みます。	こども家庭課 学校教育課
家庭支援を必要とする子育て世帯への相談機能強化	相談体制の充実のために、支援ネットワークの構築とともに、「子ども家庭総合支援拠点」の設置に取り組み、子育て世帯の家庭支援の充実を図ります。	こども家庭課

【施策の方向】（2）高齢者、障がいのある人、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

様々な生活課題を抱える高齢者や障がいのある人等が、より早くより確実に必要な情報を入手し、専門的なサービスを受け、問題解決に繋げるために、SOSのキャッチからサービス提供の一貫した切れ目のない支援体制を構築します。

また、外国人であること、性的少数者であること等を理由とした社会的困難を抱えている場合、固定的な性別役割分担意識や性差による偏見を背景に、更に複合的な困難を抱える場合があることから関係機関と連携を図りながら支援に努めます。

具体的な取組	内容	関係課室
相談支援体制の充実	高齢者や障がいのある人等が地域で安心して暮らしていけるように、相談窓口の周知や関係機関との連携を図ります。また、庁内の重層的支援体制の整備に努め、一人ひとりの多様な状況に応じた支援に取り組みます。	生活福祉課 こども家庭課 障がい福祉課 健康長寿のまちづくり課
帰国・外国人児童生徒等日本語指導	帰国・外国人児童生徒等、日本語指導が必要な児童生徒に対する学習指導上の課題解決に取り組みます。	学校教育課
性的少数者への支援	性的少数者への支援策の一つである「パートナーシップ宣誓制度」などにより、性的少数者の生きづらさや困難の解消を図るとともに、多様な性の在り方をはじめ、多様性への理解を深める取組を進めていきます。	人権推進課
外国人就労者への支援	日本語や生活習慣に関する知識の習得や、市民との交流等を通じ、外国人就労者が働きやすい、暮らしやすいまちに向けた取組と、外国人就労者同士等の交流を進めていきます。	人材政策・移住定住推進室

重点目標5 地域における男女共同参画の推進 〔「女性活躍推進法」に基づく推進計画〕

【現状と課題】

地域は、市民にとって最も身近な暮らしの場であり、自治会等の組織を中心とした地域活動により、生活環境整備や防災・防犯、相互扶助など住民が快適に暮らすため、互いに協力し合いながら地域の課題解決に取り組んできました。

近年の少子高齢化の進行や、市民ニーズや価値観の多様化など社会環境の変化に伴う課題も多くなっています。それらにきめ細やかに対応するため、本市では「市民協働のまちづくり」を進めており、自主防災組織による活動や市民まちづくり活動支援事業を活用した活動など市民主体の様々な活動が生まれてきています。

地域活動やまちづくり活動に参加する女性は多いですが、中心的役割を担う女性はまだまだ多いとは言えない状況です。

「市民意識調査」によると、「地域社会での慣習」について、「集会でのお茶くみ、調理等は女性がする」「役員や催し物の企画などの決定は主に男性がする」と回答した人の割合が高くなるなど地域活動が固定的な性別役割分担意識を反映して行われている傾向にあります。

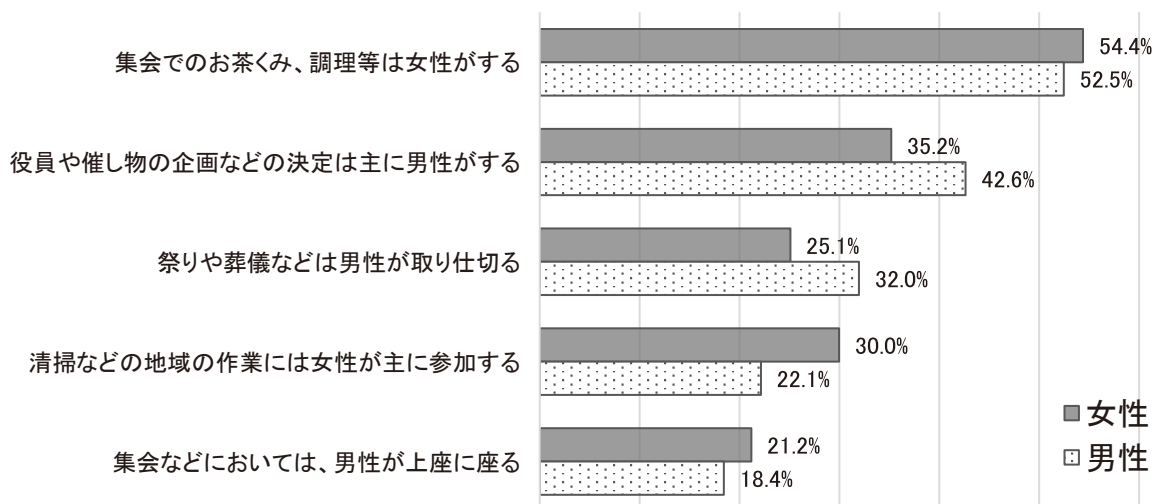
また、防災分野においても、今後30年以内に70～80%の確率で発生するといわれている「南海トラフ地震」や、近年全国各地で河川の氾濫や土砂崩れなどを引き起こす大規模な自然災害が頻発している状況を踏まえ、「自助」「共助」「公助」の取組を強化し、災害に強いまちづくりを推進する必要があります。

環境問題に関しては、地球温暖化やプラスチックゴミ問題などは全ての人が自分事として考え、市民・事業者・行政が一体となった取組が求められています。

このような状況を踏まえ、今後、様々な視点から課題解決ができる多様な人材を確保していくためにも、性別や年齢等により役割が固定されることがないように、更に男女共同参画を推進する必要があります。

市民意識調査 地域社会での慣習等

あなたの地域では次のようなことがありますか。（複数回答可）



【施策の方向】（1）地域活動、まちづくり等における男女共同参画の推進

様々な分野における地域活動をより一層活性化するために、女性だけでなく、現役世代や男性の積極的な参画を進め、男女がともに担い手となるよう、自治会や市民活動団体等のリーダー育成を支援するなど、地域活動における男女共同参画の促進に取り組みます。

具体的な取組	内容	関係課室
地域活動やまちづくり活動への支援	市民の生きがいをづくりや健康増進、社会教育活動等を推進するための場所を提供するとともに、地域活動における女性の参画を促進するため情報や学習機会の提供に取り組みます。	男女共同参画推進室 経営政策課 総合農政課 社会教育課

【施策の方向】（2）防災、環境問題における男女共同参画の推進

防災については、延岡市備蓄計画や指定避難所運営マニュアル等に関して、災害時の女性や要配慮者の人権に十分に配慮するなど、男女共同参画の視点が反映されるように努め、固定的な性別役割分担意識を見直すとともに、防災における政策決定過程への女性の参画の推進及び女性リーダーの育成など平常時からの取組を進めます。

環境問題については、持続可能な社会の実現に向けて女性を含む多くの主体が、自発的な環境保全活動に参画することを支援します。

具体的な取組	内容	主な課室
災害ボランティアリーダーの育成	災害時に指定避難所運営などに協力してもらう災害ボランティアリーダーの育成を図ります。	危機管理課
男女共同参画の視点を取り入れた防災研修会の実施	男女共同参画の視点を取り入れた防災研修会を実施し、災害時の対応の強化を図ります。 また、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」を活用した啓発に取り組みます。	危機管理課 男女共同参画推進室
環境保全に関する啓発の充実	幅広い年齢層の男女が構成員となっている「延岡市ごみ減量化対策懇話会」の意見を踏まえ、環境学習の機会を提供します。 また、出前講座を開催し、環境保全意識の向上に努めるとともに、「環境月間」での啓発や情報提供の充実を図ります。	生活環境課 資源対策課

重点目標6 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶 〔「DV防止法」に基づく基本計画〕

【現状と課題】

全ての暴力は、犯罪行為ともなる重大な人権侵害であり、被害者の性別や、加害者と被害者の間柄を問わず、許されるものではありません。

特に、DVやセクシュアル・ハラスメント、性犯罪などの被害者は、多くの場合は女性であり、その被害は深刻です。更に、情報通信技術（ICT）の進化やSNSなどの新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、これらを利用した暴力の被害は一層多様化しています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による生活不安やストレス、外出自粛等による在宅時間の増加等により、家庭内での暴力の増加や深刻化が懸念されています。

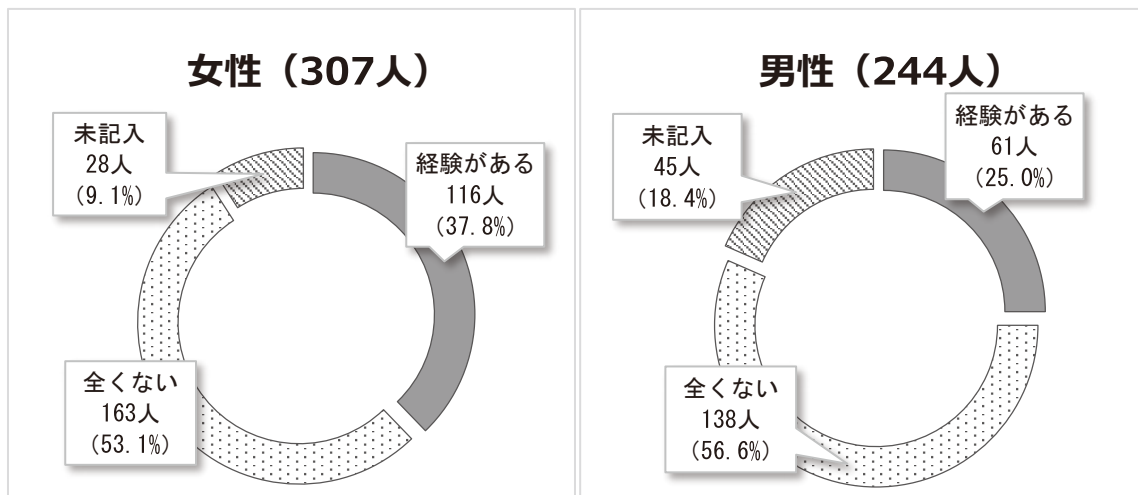
「市民意識調査」の結果では、配偶者等から何らかの暴力を受けた経験のある人は、女性37.8%、男性25.0%となっています。また、本市では、延岡市男女共同参画センターにおけるDV等に関する相談対応など相談体制の充実を図っていますが、「市民意識調査」の結果では、DVを受けたときに被害者の約6割が、どこにも相談しておらず、その理由は「相談するほどのことでもないと思ったから」「自分にも悪いところがあると思ったから」「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」などが主なものになっています。更に、被害者が暴力だと気付いていない可能性もあります。

こうした背景として、社会全体に根強く残る固定的な性別役割分担意識、男女間の経済力の格差、社会的立場を利用した支配などがあり、あらゆる暴力は、個人の問題ではなく社会の構造的な問題であるという認識が必要です。

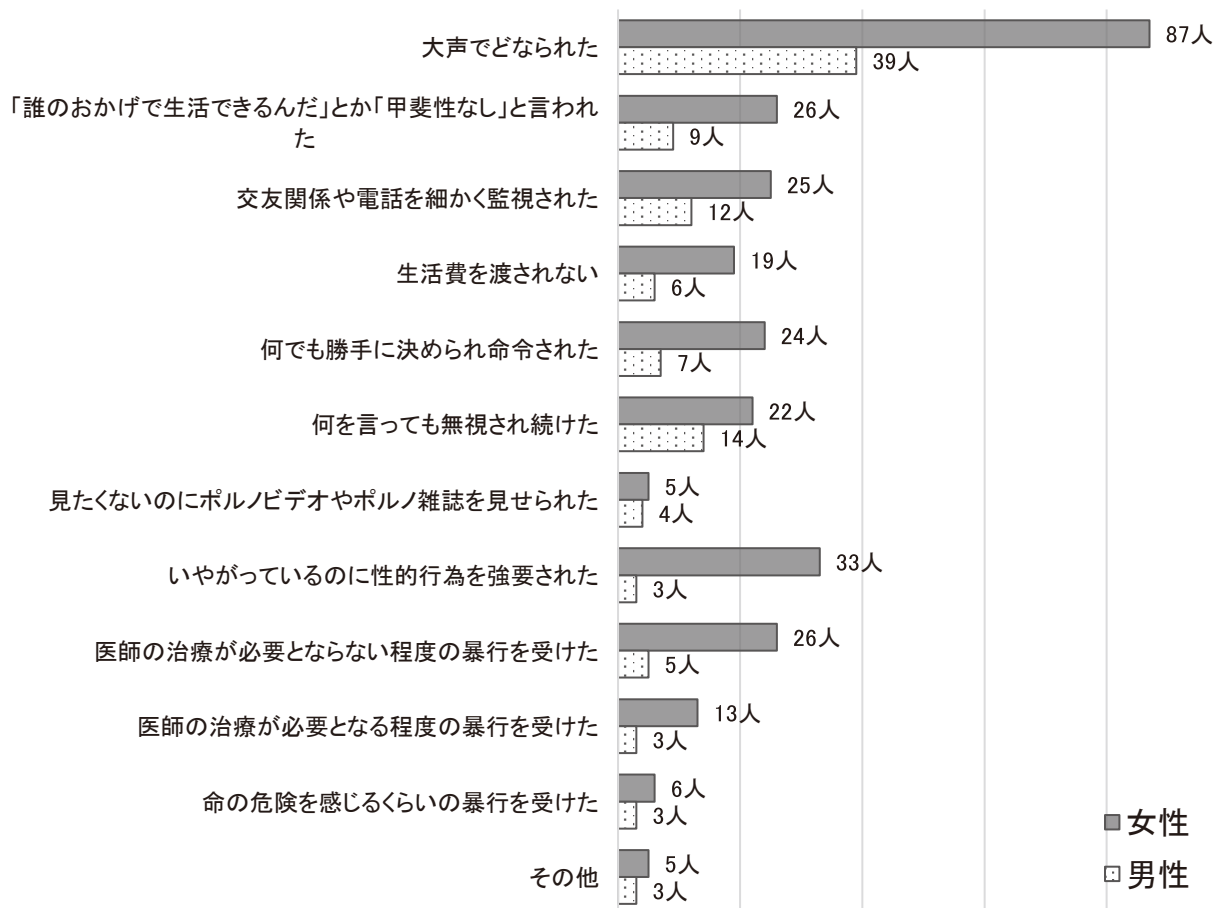
このようなことを踏まえ、配偶者等からのあらゆる暴力の根絶に向け、暴力を容認しない、暴力を根絶するための市民意識の醸成や被害者に寄り添った支援体制の充実などが求められています。

市民意識調査 暴力を受けた経験

あなたは、あなたの夫や妻または恋人から、何らかの暴力を受けた経験はありますか。
(単一回答)



* 受けた暴力の内容 (複数回答可 / 「経験がある」と回答した者のうちの実数)



【施策の方向】（1）配偶者等からのあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進

DV等の暴力は、犯罪行為ともなる重大な人権侵害であり、決して許されないものであるという市民意識を醸成するとともに、正しい理解を促進するために、「男女共同参画週間」や「人権週間」、「女性に対する暴力をなくす運動」等あらゆる機会を通して、広く市民に対する意識啓発を行います。

また、セクシュアル・ハラスメントは、被害者の性別に関わらず、被害者の人権を著しく侵害する行為です。セクシュアル・ハラスメントを容認しない市民意識の醸成を図るとともに、セクシュアル・ハラスメント及び性犯罪被害の防止に向けた取組を進めていきます。

このほか、女性や子どもが犯罪被害に遭わない安全・安心なまちづくりを目指し、自治会等の地域コミュニティによる見守り活動を充実させるなど、地域ぐるみで犯罪を許さない体制づくりを促進します。

具体的な取組	内容	関係課室
教育・啓発の充実	暴力の防止に資するよう、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において、関係機関・団体等と連携しながら、研修会・講演会を実施します。 また、「男女共同参画週間」や「女性に対する暴力をなくす運動」等あらゆる機会を通じた教育・啓発に取り組みます。	男女共同参画推進室 人権推進課 障がい福祉課 学校教育課 社会教育課
通報や相談窓口に関する広報・周知	DV防止法の趣旨に沿った通報や、DVの相談窓口に関して、広く市民に周知します。	男女共同参画推進室
セクシュアル・ハラスメントの防止対策の推進	セクシュアル・ハラスメントの防止に向け、その認識を深めるため、事業所等に啓発や情報提供を行います。 また、市職員のハラスメントに対する意識の向上のため、職員に対する研修を実施します。	男女共同参画推進室 職員課
性犯罪等の防止に向けた啓発	性犯罪等の防止に向けて、関係法令を周知するとともに、あらゆる機会を通して根絶に向けた啓発を推進します。 また、若年層が当事者となりやすい交際相手からの暴力(デートDV)の未然防止に向けて学習機会の提供等啓発に取り組みます。	男女共同参画推進室
地域活動への支援	地域ぐるみで安全・安心なまちづくりの取組が進められるよう、自治会等が行う防犯活動や地域の見回り活動などを促進します。	生活環境課 社会教育課

【施策の方向】（2）配偶者等からの暴力による被害者の支援体制の充実

専門の女性相談員※¹²を配置するとともに、庁内関係課室の職員に対して相談対応の研修を行うなど相談体制の充実を図り、被害者が相談しやすい環境を整えます。

被害者の安全と安心を確保するために、警察や宮崎県配偶者暴力相談支援センター、性暴力被害者支援センター「さぽーとねっと宮崎」等関係機関と緊密な連携を図り、被害者の状況に応じた支援を行います。

具体的な取組	内容	関係課室
相談体制の充実	相談者の多様な相談内容に対応するため、専門の女性相談員を配置するとともに関係する職員の研修を実施します。 また、相談内容に応じて、庁内関係課室、関係機関等と連携した対応を図ります。 併せて、被害者が躊躇なく相談できるよう、相談窓口の広報に努めます。	男女共同参画推進室
支援体制の充実	住民基本台帳事務における支援制度や、国民健康保険加入の配慮措置、緊急避難を要する場合の市営住宅の提供等の適切な運用を図るなど、被害者の支援体制の充実を図ります。	市民課 国民健康保険課 建築住宅課

（参考）

家庭の悩み、DV等相談件数

（延件数）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
相談件数	480	425	419	331	318
うちDV相談件数	179	185	139	83	87

資料：男女共同参画推進室

※12 女性相談員

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に係る法律」における名称は「婦人相談員」。配偶者等からの暴力被害者など支援の必要な女子の相談支援に対応することを目的に配置される。

重点目標7 生涯にわたる健康づくりへの支援

【現状と課題】

全ての人がお互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画社会を実現するためにとても重要なことです。

本市では平成22年度から「健康長寿のまちづくり市民運動」として「運動」「食事」「健診」の3本柱による生活習慣病予防の市民運動の取組を支援しています。また、健康長寿ポイントの導入など、全ての年代が健康づくりに取り組みやすい制度を導入してきました。今後も、更なる健康の保持・増進を図るために健診未受診者への対応など健康長寿推進への取組が必要です。

また、女性は、思春期、妊娠・出産期、更年期など生涯にわたって、女性特有の健康上の問題に直面しがちであるため、各ライフステージに応じた適切な健康教育や相談、健診体制を確立し、総合的な支援が求められます。

核家族化や少子化が進行する中で、出産・育児に不安を抱える女性に対しては、安心して子どもを産み育てることができるよう、情報提供や相談体制の充実を図るなどの環境づくりが必要です。また、不妊治療を希望する男女も増えており、経済的負担の軽減等支援も必要となります。

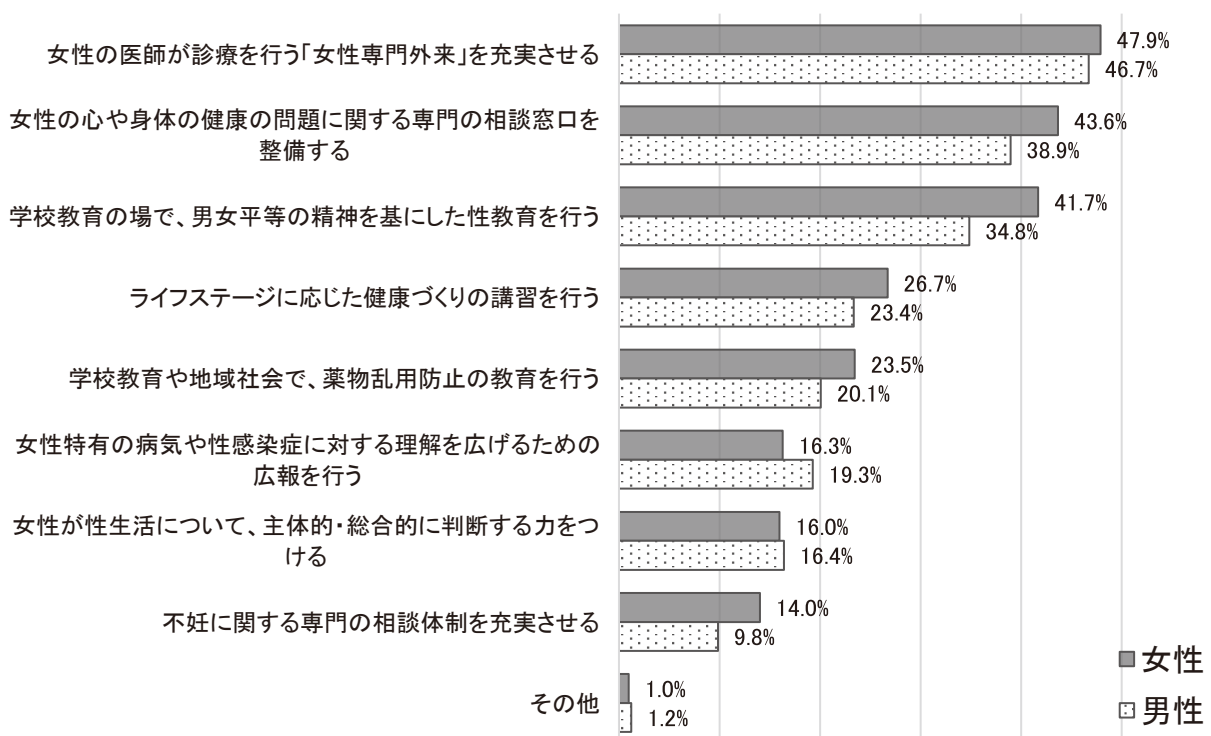
性に関する健康問題については、望まない妊娠を防ぐという観点も踏まえ、正しく理解し適切な行動を取れることが必要です。「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ^{※13}」(性と生殖に関する健康と権利)の視点に立ち、一人ひとりが健康で生きがいを感じることができるよう支援を進める必要があります。

※13 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

平成6年(1994年)に開催された国際人口開発会議において採択された概念で、生涯にわたって避妊・妊娠・中絶・出産の全ての過程において、他者の強制でなく、自ら決定する権利のこと。

市民意識調査 女性が生涯にわたり心身ともに健康であるために必要なこと

女性が生涯にわたり心身ともに健康であるために、特にどのようなことが大事だと思いますか。（回答は3つまで選択可）



【施策の方向】（1）生涯にわたる包括的な健康支援

男女が互いの性差に応じた健康について理解を深め、男女の健康を生涯にわたり包括的に支援するための取組や、男女の性差に応じた健康を支援するための取組を総合的に推進します。

具体的な取組	内容	関係課室
健康教育、健康相談、各種健（検）診の充実	健康状態やライフスタイルに応じて、適切に自己管理ができるように情報提供等による啓発に取り組み、健康相談等の体制を整えます。	健康増進課
ライフステージに応じた健康づくり・体力づくりの推進	一人ひとりが自らの健康保持・増進が出来るよう総合的な対策を推進するとともに、スポーツ、レクリエーションを通じた健康づくり、体力づくりを推進します。	健康長寿のまちづくり課 保健体育課
健康の保持増進、疾病予防と健康長寿施策の推進	のべおか健康マイレージアプリの活用を促進することで、若い世代から健康づくりに関する意識の醸成を図り、市民の健康的な生活習慣を推進します。	健康長寿のまちづくり課

【施策の方向】（2）性と妊娠・出産等に関する健康と権利に対する支援

妊娠・出産期は女性の健康支援にとって大きな節目であるため、安心して子どもを生み育てることができるよう情報提供や相談体制の充実などの環境整備に努めます。

性に関する健康問題については、学童期、成人期、更年期等年代に応じた包括的な支援に向けた取組を推進します。

具体的な取組	内容	主な課室
妊娠・出産への支援と性についての正しい知識と情報の提供	妊娠・出産期の健康支援に努めるとともに、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」についての正しい知識の普及に努めます。 また、望まない妊娠や若年者の妊娠中絶、不妊に対する悩みなどに対して、正しい知識と情報を提供します。	健康増進課
年代に応じた適切な支援の充実	学童期、成人期、更年期等年代に応じた包括的な支援に向けた取組を推進します。児童生徒には、自分と他者の心身を大切にする意識を育むために、発達段階に応じた教育・啓発を推進します。	健康増進課 学校教育課
妊婦と思春期の女性向け無料リモート相談	インターネットを活用し、オンラインによる妊婦の方向けの新型コロナウイルス感染症に関する相談や、性の悩みを持つ思春期の女性向けの相談を行います。	健康長寿のまちづくり課



重点目標 8 関係機関等との連携強化及び計画の推進

【現状と課題】

男女共同参画に関する施策は、家庭や学校、地域、事業所・各種団体等の問題として、また、福祉や保健、更には国際的な問題として広範多岐にわたっており、全ての部局に関係するとともに、市の行うあらゆる施策が、男女共同参画社会づくりに配慮して企画、立案、実施される必要があります。このため、庁内推進体制の機能を強化し、男女共同参画に関する施策を推進していくことが重要です。

また、地域における男女共同参画を推進するためには、市民、事業所・各種団体等の主体的な取組が重要であり、関係機関等が連携することができるよう、推進体制の整備・強化に向けた支援の充実が必要です。

特に、相談事業については複数の要因が複雑に絡み合っていることが多いため、様々な相談機関が連携して対応することが求められています。

【施策の方向】 関係機関等との連携強化及び計画の推進

推進体制の充実・強化に努めるとともに、関係機関等との連携強化及び相談機関のネットワークの構築に取り組みます。

具体的な取組	内容	主な課室
相談機関のネットワークづくり	定期的に会議を行う等、相談機関同士が「顔の見える関係」をつくり、連携して問題に対処するための体制づくりを進めます。	なんでも総合相談センター
推進体制の充実・強化	「延岡市男女共同参画審議会」及び「延岡市男女共同参画推進会議」の機能強化に努めます。	男女共同参画推進室
国・県・市町村との連携強化	男女共同参画社会を実現するため、国や県、近隣市町村と連携、情報交換を行います。	男女共同参画推進室
市民、事業所・各種団体等との連携	男女共同参画を進める様々な機関や団体、NPO等の主体的な参画を促進していきます。	男女共同参画推進室
定期的な市民意識調査の実施	定期的に市民の男女共同参画に対する意識について調査を行い、情報を収集し、市民に提供します。	男女共同参画推進室

数値目標一覧（7項目）

重点目標1 男女共同参画社会に向けた意識づくり

指 標	現状	令和13年度の目標値
「男性は外で働き、女性は家庭を守る」というような固定的役割分担の考え方に反対する人の割合	24.9% (R元年度)	40.0%
「社会全体で男女が平等である」と回答した人の割合	16.3% (R元年度)	30.0%

重点目標2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

指 標	現状	令和13年度の目標値
審議会等における女性の参画率	31.1% (R3.3.31現在)	40.0%
市職員の管理職における女性の割合	8.91% (R3.4.1現在)	20.0%以上

重点目標3 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

指 標	現状	令和13年度の目標値
「家族経営協定」の締結数	108組 (R3.3.31現在)	128組
ファミリー・サポート・センター利用件数	1,382件 (R2年度)	2,700件
病児保育施設及び病後児保育施設の利用件数	490件 (R2年度)	2,700件

＜参考資料＞

● 国内外の動き（年表）	56
● 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	59
● 男女共同参画社会基本法	64
● 延岡市男女共同参画推進条例	68
● 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	71
● 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	79
● 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	86
● 延岡市男女共同参画審議会規則	88
● 延岡市男女共同参画審議会委員名簿	89
● 延岡市男女共同参画推進会議設置要綱	90

国内外の動き（年表）

	世界の動き	日本の動き	宮崎県の動き	延岡市の動き
1945年 (昭和20年)	国際連合創設	衆議院議員選挙法改正(婦人 参政権実現)		
1946年 (昭和21年)	婦人の地位委員会設置	日本国憲法公布 戦後第1回衆議院選挙(初の 婦人参政権行使)		
1948年 (昭和23年)	世界人権宣言採択			
1967年 (昭和42年)	婦人に対する差別撤廃宣言 採択	総理府に婦人関係の諸問題 に関する懇談会設置		
1975年 (昭和50年)	国際婦人年 国際婦人年世界会議(メキシコ シティ) 世界行動計画採択	総理府に婦人問題企画推進 本部設置 女子教育職員、看護婦、保母 等の育児休業に関する法律成 立(昭和51年施行)		
1976年 (昭和51年)	国連婦人の10年(～1985年) ILO(国際労働機関)事務局に 婦人労働問題担当室設置	民法一部改正(離婚後の復氏 制度の成立)		
1977年 (昭和52年)		国内行動計画策定 国立婦人教育会館開館		
1978年 (昭和53年)			宮崎県婦人関係行政連絡会 議設置	
1979年 (昭和54年)	女子に対するあらゆる形態の 差別の撤廃に関する条約(女 子差別撤廃条約)採択		青少年婦人課設置	
1980年 (昭和55年)	国連婦人の10年 中間年会議 (コペンハーゲン) 国連婦人の10年後半期行動 プログラム採択	女子差別撤廃条約署名 民法一部改正(配偶者の相続 分1/2)	宮崎県婦人問題懇話会設置	
1981年 (昭和56年)	女子差別撤廃条約発効	国内行動計画後期重点目標 策定	第3次長期総合計画に婦人対 策の推進を加える	
1982年 (昭和57年)			婦人に関する施策の方向―婦 人行動計画―策定	
1984年 (昭和59年)		国籍法改正(父系主義から父 母両系主義へ)		
1985年 (昭和60年)	国連婦人の10年 ナイロビ世 界会議開催 婦人の地位向上のためのナイ ロビ将来戦略採択	男女雇用機会均等法公布(昭 和61年施行) 女子差別撤廃条約批准 国民年金法改正(女性の年金 権の確立)		
1986年 (昭和61年)		婦人問題企画推進本部の構 成を全省庁に拡充 婦人問題企画推進有識者会 議開催		
1987年 (昭和62年)		西暦2000年に向けての新国 内行動計画策定	男女共同社会を築くための宮 崎女性プラン策定	生活環境課生活係に婦人行 政の窓口を設置
1988年 (昭和63年)		農山漁村婦人の日制定		延岡市女性会議設置(～平成 元年)
1990年 (平成2年)	婦人の地位向上のためのナイ ロビ将来戦略に関する第1回 見直しと評価に伴う勧告及び 結論採択		宮崎県婦人関係行政連絡会 議を宮崎県女性行政関係連 絡会議に改称	
1991年 (平成3年)		西暦2000年に向けての新国 内行動計画(第1次改定)策定 育児休業法公布(平成4年施 行)	第4次長期総合計画に男女共 同社会づくりの推進を位置づ ける 女性青少年課に改称 みやざき女性交流活動センタ ー設置	
1992年 (平成4年)		婦人問題担当大臣の設置	女と男ですすめるサンサンひ むかプラン策定	
1994年 (平成6年)	開発と女性に関する第2回ア ジア・太平洋大臣会議開催 国際・人口開発会議	男女共同参画推進本部設置 男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置		女性行政推進会議及び女性 行政懇話会設置 企画課に女性行政主幹を配 置

	世界の動き	日本の動き	宮崎県の動き	延岡市の動き
1995年 (平成7年)	第4回世界女性会議開催(北京) 北京宣言及び行動綱領採択	育児・介護休業法公布(介護 休暇制度の法制化 平成11年 施行)		企画部内に女性行政推進室 設置 女性問題に関する市民意識 調査実施
1996年 (平成8年)		男女共同参画2000年プラン策 定 男女共同参画推進連携会議 発足		
1997年 (平成9年)		男女共同参画審議会設置(男 女共同参画設置法施行、施 行) 男女雇用機会均等法改正(平 成11年施行) 介護保険法公布	ひむか女性プラン策定	のべおか女性プラン21策定
1998年 (平成10年)				男女共同参画情報誌「響」創 刊 女性行政推進課設置
1999年 (平成11年)		男女共同参画社会基本法公 布、施行 食料・農業・農村基本法公布、 施行(女性の参画促進を規定)	女性青少年課に女性政策監 を設置	のべおか女性会議21設立
2000年 (平成12年)	国連特別総会 女性2000年会 議開催(ニューヨーク)	男女共同参画基本計画閣議 決定 ストーカー行為等の規制等に 関する法律公布、施行	男女共同参画社会づくりのた めの県民意識調査の実施	男女共同参画都市宣言
2001年 (平成13年)		内閣府に男女共同参画会議、 男女共同参画局設置 配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護に関する法律公 布、施行 仕事と子育ての両立支援の方 針について閣議決定	第5次長期総合計画に男女共 同参画社会づくりを位置づけ る 女性政策監を男女共同参画 監に、女性対策班を男女共同 参画推進班に改称 宮崎県男女共同参画センター 設置	男女共同参画社会づくり市民 意識調査実施
2002年 (平成14年)			みやざき男女共同参画プラン 策定	
2003年 (平成15年)		女性のチャレンジ支援策の推 進について男女共同参画推進 本部決定 少子化社会対策基本法公布、 施行 次世代育成支援対策推進法 公布	宮崎県男女共同参画推進条 例施行 宮崎県男女共同参画審議会 設置	のべおか男女共同参画プラン 策定
2004年 (平成16年)		配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護に関する法律改 正施行 育児・介護休業法改正(平成 17年施行)	青少年男女参画課に改称	男女共同参画推進条例施行 男女共同参画センター開設 男女共同参画推進室設置 延岡市男女共同参画推進会 議及び延岡市男女共同参画 審議会設置 のべおか女性会議21がのべお か男女共同参画会議21に改 称
2005年 (平成17年)	国連「北京+10」閣僚級会合 (ニューヨーク)	第2次男女共同参画基本計画 閣議決定 女性の再チャレンジ支援プラン 策定	男女共同参画社会づくりのた めの県民意識調査実施 宮崎県特定事業主計画策定	
2006年 (平成18年)		国の審議会等における女性委 員の登用の促進について男女 共同参画推進本部決定 男女雇用機会均等法改正(平 成19年施行) 女性の再チャレンジ支援プラン 改正	DV対策宮崎県基本計画策定	

	世界の動き	日本の動き	宮崎県の動き	延岡市の動き
2007年 (平成19年)		仕事生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章及び仕事と生活の調和推進のための行動指針策定 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正(平成20年施行)	みやざき男女共同参画プラン(改訂版)策定 新みやざき創造計画の重点施策に男女共同参画社会づくりの推進を位置付ける	のべおか男女共同参画会議21が男女共同参画社会づくり市民意識調査実施
2008年 (平成20年)		次世代育成支援対策推進法改正(平成21年施行)	生活・協働・男女参画課に改称	
2009年 (平成21年)		育児・介護休業法改正(平成22年施行)	DV対策宮崎県基本計画改定	全国男女共同参画宣言都市サミットinのべおか開催
2010年 (平成22年)	国連「北京+15」記念会合開催(ニューヨーク)	第3次男女共同参画基本計画閣議決定 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章及び仕事と生活の調和推進のための行動指針改定	男女共同参画社会づくりのための県民意識調査実施 宮崎県特定事業主行動計画(第2期)策定	男女共同参画推進室が市民協働・男女参画課に組織変更
2011年 (平成23年)	ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関(UN Women)発足		宮崎県総合計画(みやざき創造プラン)の分野別施策の柱として、男女共同参画社会の推進を位置付ける	
2012年 (平成24年)	自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント決議採択(第56回国連婦人の地域委員会)	女性の活躍促進による経済活性化行動計画策定	第2次みやざき男女共同参画プラン策定	第2次のべおか男女共同参画プラン策定 市民協働・男女参画課が男女共同参画推進室に組織変更
2013年 (平成25年)		配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律改正(平成26年施行) 「ストーカー規制法」改正、施行		
2014年 (平成26年)	自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント決議採択(第58回国連婦人の地域委員会)	日本再興戦略(改定2014)に女性が輝く社会の実現が掲げられる	DV対策宮崎県基本計画策定	
2015年 (平成27年)	国連「北京+20」記念会合開催(ニューヨーク)	第4次男女共同参画基本計画閣議決定 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律公布(平成28年全面施行)	みやざき女性の活躍推進会議設立 男女共同参画社会づくりのための県民意識調査実施 宮崎県特定事業主行動計画(第3期)策定	
2016年 (平成28年)		育児・介護休業法改正(平成29年施行)	性暴力被害者支援センター「さぽーとねっと宮崎」設立 宮崎県特定事業主行動計画(第3期)改定	
2017年 (平成29年)			第3次みやざき男女共同参画プラン策定	
2018年 (平成30年)		政治分野における男女共同参画の推進に関する法律公布・施行		
2019年 (令和元年)		女性の職業生活における活躍の推進に関する法律改正 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律改正	DV対策宮崎県基本計画策定	男女共同参画社会づくり市民意識調査・事業所アンケート実施
2020年 (令和2年)	SDGs達成の行動の10年(Decade of Action)スタート	第5次男女共同参画基本計画閣議決定	男女共同参画社会づくりのための県民意識調査実施 宮崎県特定事業主行動計画(第4期)策定	
2021年 (令和3年)		ストーカー規制法改正 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律改正 育児・介護休業法改正		

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

1979年国債連合総会採択 1981年発効

日本批准 1985年6月25日

日本効力発生1985年7月25日

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確認し、アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなるかを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を

基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

- 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- (a) 家族給付についての権利
 - (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
 - (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
 - (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一

の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもつて決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもつて定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもつて委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとつた立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号
最終改正：平成11年12月22日法律第160号

目次

前文

第1章 総則（第1条―第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条―第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条―第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努

めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成11年6月23日法律第78号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

附 則（平成11年7月16日法律第102号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日〔平成13年1月6日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 〔略〕
- (2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定

にかかわらず、その日に満了する。

(1)～(10) 〔略〕

(11) 男女共同参画審議会

(12)～(58) 〔略〕

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成11年12月22日法律第160号）抄

（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

延岡市男女共同参画推進条例

(平成16年3月30日延岡市条例第3号)

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 基本理念（第3条）
- 第3章 市の責務等（第4条―第8条）
- 第4章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等（第9条―第17条）
- 第5章 延岡市男女共同参画審議会（第18条）
- 第6章 補足（第19条）
- 附則

わたしたちは、「男女共同参画社会基本法」の精神を受け、誰もが人として尊ばれ平等に生きることを基本理念として、男女が共にいきいきと輝く社会の実現をめざし、平成12年1月15日に「男女共同参画都市」を宣言した。

このような状況の中、男女が互いにその人権を尊重し、社会のあらゆる分野に共に参画し、喜びと責任を分かち合うことのできる真の男女共同参画社会の実現が求められている。

ここに、すべての者が連携、協力し、社会のあらゆる場において男女共同参画を推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び民間団体の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 民間団体 市民によって組織された民間の団体をいう。

第2章 基本理念

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる理念を基本として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、様々な分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。
- (5) 国際社会における男女共同参画に関する取組を勘案し、その動向に配慮すること。

第3章 市の責務等

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体との連携に努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければな

らない。

2 事業者は、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（民間団体の責務）

第7条 民間団体は、基本理念にのっとり、その運営又は活動に関する方針の立案及び決定に、男女が平等に参画できる体制その他男女が平等に能力を発揮できる環境を整備するよう努めなければならない。

2 民間団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（性別による権利侵害の禁止）

第8条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 性別による差別的取扱い

(2) 性的いやがらせ（性的な言動により相手方を不快にさせること及び性的な言動を受けた相手方の対応によって不利益を与えることをいう。）

(3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他これに類する事情にある者を含む。）に対する暴力その他の身体的又は精神的な苦痛を与える行為

第4章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

（男女共同参画計画の策定等）

第9条 市長は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項に規定する男女共同参画計画（以下「基本計画」という。）を定めるに当たっては、市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、延岡市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

2 前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（附属機関への共同参画の機会の確保）

第10条 市長は、審議会その他の附属機関の委員を委嘱し、又は任命する場合には、男女の数の均衡に配慮するよう努めるものとする。

（市民等の理解を深めるための措置）

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する市民、事業者及び民間団体（以下「市民等」という。）の理解を深めるため、広報活動、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

（教育及び学習の推進）

第12条 市は、学校教育、社会教育その他の教育の機会を通じて、市民等が男女共同参画に関する理解を深めることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

（推進体制の整備）

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備を図るよう努めるものとする。

（相談及び苦情の処理）

第14条 市長は、第8条各号に掲げる行為その他の男女共同参画の推進を妨げる行為に関し、市民等からの相談があった場合は、関係機関と連携して、当該相談を適切に処理するものとする。

2 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民等から苦情の申出があった場合には、適切に処理するよう努めるものとする。

3 市長は、前項の申出を処理するに当たって、必要があると認めるときは、延岡市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

（調査研究）

第15条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、効果的に実施するため、男女共同参画に関する事項について情報の収集、調査及び研究を行うものとする。

（男女共同参画の推進に向けた支援）

第16条 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する自主的な取組に対し、情報の提供その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

（年次報告）

第17条 市長は、毎年度、基本計画に基づく施策の推進の状況に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

第5章 延岡市男女共同参画審議会

（審議会）

第18条 男女共同参画の円滑な推進を図るため、延岡市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

(1) 第9条に規定する基本計画に関する事項

(2) 第14条第3項に規定する苦情の処理に関する事項

- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する基本的な事項及び重要な事項
- 3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 4 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 補則

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年4月13日法律第31号)

最終改正：令和1年6月26日号外法律第46号

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等（第2条の2・第2条の3）

第2章 配偶者暴力相談支援センター等（第3条―第5条）

第3章 被害者の保護（第6条―第9条の2）

第4章 保護命令（第10条―第22条）

第5章 雑則（第23条―第28条）

第5章の2 補則（第28条の2）

第6章 罰則（第29条・第30条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

（定義）

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

- 第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - (3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、

警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

（保護命令）

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- (1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - (2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- (1) 面会を要求すること。
 - (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- (3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- (4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第

2 項中「同項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項」とあるのは「同項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第 19 条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第 20 条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第 12 条第 2 項（第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第 21 条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第 22 条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第 5 章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第 23 条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第 24 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第 25 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第 26 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第 27 条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

(1) 第 3 条第 3 項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

(2) 第 3 条第 3 項第 3 号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第 4 項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

(3) 第 4 条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

(4) 第 5 条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第 4 条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第 28 条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第 1 号及び第 2 号に掲げるものについては、その 10 分の 5 を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の 10 分の 5 以内を補助することができる。

(1) 都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第 3 号及び第 4 号に掲げるもの

(2) 市が前条第 2 項の規定により支弁した費用

第 5 章の 2 補則

(この法律の準用)

第 28 条の 2 第 2 条及び第 1 章の 2 から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあつては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受け

た者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第4条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成16年6月2日法律第64号〕

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限り。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

（検討）

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成19年7月11日法律第113号〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第3条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成25年7月3日法律第72号〕

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。
(銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)
- 2 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)
- 3 民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕

附 則〔平成26年4月23日法律第28号抄〕

(施行期日)

- 第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 〔前略〕附則第4条第1項及び第2項、第14条並びに第19条の規定 公布の日
 - (2) 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日
 - (3) 〔略〕

(政令への委任)

第19条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和元年6月26日法律第46号抄〕

(施行期日)

- 第1条 この法律は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 附則第4条、第7条第1項及び第8条の規定 公布の日
 - (2)・(3) 〔略〕

(その他の経過措置の政令への委任)

第4条 前2条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

〔検討等〕

- 第8条 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第6条第1項及び第2項の通報の対象となる同条第1項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第10条第1項から第4項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第1項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 2 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第1項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年9月4日号外法律第64号)

最終改正：令和1年6月5日号外法律第24号

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 基本方針等（第5条・第6条）
- 第3章 事業主行動計画等
 - 第1節 事業主行動計画策定指針（第7条）
 - 第2節 一般事業主行動計画等（第8条—第18条）
 - 第3節 特定事業主行動計画（第19条）
 - 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表（第20条・第21条）
- 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第22条—第29条）
- 第5章 雑則（第30条—第33条）
- 第6章 罰則（第34条—第39条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

- 第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

（基本方針）

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

- (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

- 第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
 - 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 計画期間
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
 - 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
 - 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
 - 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
 - 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
 - 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第14条第1項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。
- (2) 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (3) 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- (4) 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (5) 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 計画期間
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- (1) その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- (2) その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- (1) その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- (2) その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
 - (2) 学識経験者
 - (3) その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第2項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者
- (2) 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- (2) 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- (3) 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第2項（第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- (2) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (4) 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

- 2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（社会保険労務士法の一部改正）

第5条 社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（内閣府設置法の一部改正）

第6条 内閣府設置法（平成11年法律第89号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成29年3月31日法律第14号抄〕

（施行期日）

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日
- (2)・(3) 〔略〕
- (4) 〔前略〕附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成30年1月1日
- (5) 〔略〕

（罰則に関する経過措置）

第34条 この法律（附則第1条第4号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和元年6月5日法律第24号抄〕

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔令和元年12月政令174号により、令和2・6・1から施行〕

- (1) 〔前略〕附則第6条の規定 公布の日
- (2) 第2条の規定 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日
〔令和元年12月政令174号により、令和4・4・1から施行〕

（罰則に関する経過措置）

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第6条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第7条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

発令　：平成30年5月23日号外法律第28号
最終改正：令和3年6月16日号外法律第67号

(目的)

第1条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職（以下「公選による公職等」という。）にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること（以下「政治分野における男女共同参画」という。）が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

- 第2条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。
- 2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 4 政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則（次条において単に「基本原則」という。）にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(政党その他の政治団体の努力)

第4条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に係る目標の設定、当該政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善、公職の候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成、当該政党その他の政治団体に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第5条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

- 第6条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、その推進に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念その他一切のもの（次項において「社会的障壁」という。）及び国内外における当該取組の状況について、実態の調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供（同項及び第11条において「実態の調査及び情報の収集等」という。）を行うものとする。
- 2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における社会的障壁及び当該取組の状況について、実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第7条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(環境整備)

第8条 国及び地方公共団体は、議会における欠席事由の拡大をはじめとする公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備その他の政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うものとする。

(性的な言動等に起因する問題への対応)

第9条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第10条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、議会における審議を体験する機会の提供、公選による公職等としての活動に対する関心を深めこれに必要な知見を提供する講演会等の開催の推進その他の人材の育成及び活用に資する施策を講ずるものとする。

(その他の施策)

第11条 国及び地方公共団体は、第7条から前条までに定めるもののほか、第6条の規定による実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則〔令和3年6月16日法律第67号〕

この法律は、公布の日から施行する。

延岡市男女共同参画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、延岡市男女共同参画推進条例（平成16年条例第3号。以下「条例」という。）第18条第4項の規定に基づき延岡市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。この場合において、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関を代表する者
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第5条 会長は、特定の事項を審議させるため、審議会に部会を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

3 部会に属する委員は、会長が指名する。

4 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画部男女共同参画推進室において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(延岡市女性行政懇話会規則の廃止)

2 延岡市女性行政懇話会規則（平成11年規則第5号）は、廃止する。

附 則（平成22年3月30日規則第3号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年7月27日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月28日規則第5号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

延岡市男女共同参画審議会委員名簿

(敬称略、順不同)

	氏 名	所属・推薦団体等
会 長	稲 田 弘 子	九州保健福祉大学社会福祉学部 臨床福祉学科教授
副会長	黒 木 清	延岡商工会議所専務理事
委 員	林 田 日出子	延岡地区調停協会事務局長
	大 坪 克 弘	宮崎県北部福祉こどもセンター こども福祉課長
	栗 田 茂 樹	延岡市立小中学校校長会幹事
	古 本 政 子	のべおか男女共同参画会議 21 会長
	磯 田 志 乃	宮崎県北の男女共同参画を考える会事務局
	甲 斐 洋 子	延岡市地域婦人連絡協議会事務局
	元 永 辰 也	旭化成(株)延岡支社延岡総務部 地域活性化推進グループ長
	塚 元 秀 樹	一般社団法人延岡青年会議所直前理事長
	小 川 靖 子	延岡市保育協議会理事長
	長 田 史 成	延岡市 P T A 連絡協議会理事
	馬 場 祐 子	一般公募
	小 野 敬 通	一般公募

*任期 令和3年3月16日から2年間

延岡市男女共同参画推進会議設置要綱

(設置)

第1条 本市における男女共同参画行政に関する施策の総合的かつ効果的推進を図るため、延岡市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画行政に関する施策の総合的な企画および推進に関すること。
- (2) 関係部局等の男女共同参画行政に関する事務の連絡調整に関すること。
- (3) その他、男女共同参画行政の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議の委員は、副市長、各部長、各総合支所長をもって組織する。

2 会長は副市長を、副会長は企画部長をもってあてる。

(職務)

第4条 会長は推進会議を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(幹事会)

第5条 推進会議の事務を補助させるため、推進会議に幹事会を置く。

- (1) 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- (2) 幹事長は、企画部長をもってあてる。
- (3) 幹事会は、推進会議の所掌事務について推進会議を補佐する。
- (4) 幹事は、別表1の職にある者をもってあてる。

(幹事会の会議)

第6条 第1条に規定する推進会議に付する事案は、幹事会の会議に付さなければならない。

2 幹事会は、必要の都度会長が召集し、幹事長が主宰する。この場合において会長が必要と認めたときは、関係課所長の出席を求め、意見を聞くことができる。

(ワーキンググループ)

第7条 幹事会の補助機関としてワーキンググループを置く。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、企画部男女共同参画推進室において処理する。

(委任)

第9条 この要綱で定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年5月21日から施行する。

(延岡市女性行政推進会議の廃止)

2 延岡市女性行政推進会議設置要綱（平成6年5月18日施行）は廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年8月18日から施行する。

第3条関係 推進会議

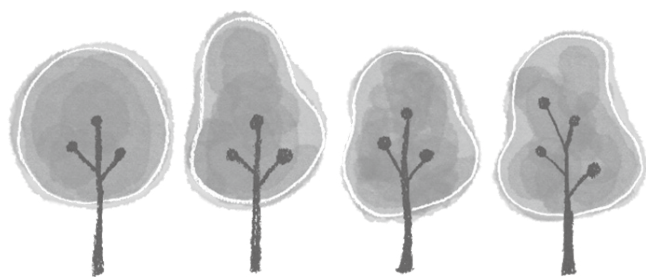
会 長	副市長
委 員	企画部長、総務部長、市民環境部長、健康福祉部長、農林水産部長、 商工観光部長、都市建設部長、上下水道局長、教育部長、消防長、 北方総合支所長、北浦総合支所長、北川総合支所長、会計管理者、 議会事務局長、

第5条関係 幹事会

幹事長	企画部長
幹 事	企画課長、経営政策課長、人権推進課長、総務課長、職員課長、 生活環境課長、高齢福祉課長、こども家庭課長、障がい福祉課長、 健康増進課長、総合農政課長、商業・駅まち振興課長、 人材政策・移住定住推進室長、都市計画課長、教育委員会総務課長、 学校教育課長、社会教育課長、消防本部総務課長、 北方総合支所地域振興課長、北浦総合支所地域振興課長、 北川総合支所地域振興課長

第7条関係 ワーキンググループ

委員長	男女共同参画推進室長
委 員	男女共同参画推進室、企画課、人権推進課、危機管理課、職員課、 こども家庭課、障がい福祉課、健康増進課、健康長寿のまちづくり課、 総合農政課、人材政策・移住定住推進室、学校教育課、社会教育課、 消防本部総務課、農業委員会



第3次のべおか男女共同参画プラン

令和4年3月

延岡市 企画部 男女共同参画推進室

〒882-0816 宮崎県延岡市桜小路360番地2

TEL 0982-22-7056 FAX 0982-23-1145